

令和3年度
いくしあのあゆみ



令和4年12月

尼崎市子どもの育ち支援センター

はじめに

子どもの育ち支援センター「いくしあ」では、身近な子育て相談から専門的な相談まで、子どもに関するあらゆる相談を受け、一緒に考え、情報提供や助言などを行う「総合相談」、様々な課題を抱えた子どもや、虐待など子育て家庭の課題に対応する「家庭児童相談」、発達や行動で気になることや困りごとを持った子どもとご家族等を対象に、医師や保健師、心理士などの専門職が対応する「発達相談」、不登校・集団になじみにくいなど教育に関する様々な悩みに対応する「教育相談」、社会的な問題にもなっている「ひきこもり」について、長期化・重篤化を防止するため、概ね15歳から29歳までの青少年とその保護者を対象とした、「ユース相談支援事業」といった子どもとその家族に対する相談支援を行うとともに、支援を必要とする家庭等への訪問、発達に関する診断、教育支援室の運営など、課題を抱える子どもとその家族に対して、切れ目のないきめ細かな対応や予防に日々取り組んでおります。

また、令和8年度に開設を予定している児童相談所の設置に向けた取組として、「いくしあ」と一体的かつ効果的・効率的な運営を図り、本市の児童福祉行政を取り巻く課題や地域特性を踏まえた児童相談所を設置するための基本的な考え方を示す「(仮称) 尼崎市こども家庭センター設置基本方針」を令和4年1月に策定しました。

加えて、長引く新型コロナウイルス感染症の影響などによる、児童虐待リスクの高まりを受け、支援ニーズの高い子どもと家庭を見守り、支援につなげる事業を実施するなど、課題解消のための取組も積極的に進めています。

しかしながら、課題や困難を抱える子どもたちやその家庭への支援を市域に根付かせ、効果的に実施していくためには、様々な関係機関をはじめ、支援者、学校園、地域の方々などの理解と協力が欠かせません。

本書は、これらの関係者の方々に、「いくしあ」への理解を深めていただき、「いくしあ」と連携を強めていただくことを目的に、令和3年度に行った活動をまとめたものです。本書が、困難や課題を抱える子どもたちや子育て家庭への支援の第一歩として活用され、全ての子どもが健やかに育つ社会の実現の一助になれば幸いです。

子どもの育ち支援センター いくしあ
所長 北村 幸司

目次

1	尼崎市子どもの育ち支援センターいくしあとは	7
2	尼崎市子どもの育ち支援センターいくしあの概要	8
	(1) 沿革	8
	(2) 施設概要	8
	(3) 建物概要	8
	(4) 組織（令和4年6月1日現在）	9
	(5) 職員数（令和4年6月現在）	9
	(6) 所管事務の概要（令和4年4月現在）	10
3	総合相談	10
	(1) 概要	10
	(2) 相談件数	10
	(3) サロン利用件数	12
	(4) 読み聞かせ会実績	12
4	家庭児童相談・児童虐待予防のための取組	15
	(1) 概要	15
	(2) 家庭児童相談における相談種別内訳（新規対応件数）	15
	(3) 子育て家庭ショートステイ事業	15
	(4) 要保護・要支援児童等見守り強化事業	15
	(5) 児童虐待再発防止モデル事業	16
	① 事業参加者数	16
	② プログラム内容	16
	③ 参加者の変化（委託事業者の報告書から抜粋）	16
	④ 事業報告会	17
	(6) 要保護・要支援児童等心理的ケア事業（令和4年度新規事業）	17
	(7) ヤングケアラー等世帯訪問支援事業（令和4年度新規事業）	17
	(8) いくしあぱんとりー	17
5	要保護児童対策地域協議会運営事業	18
	(1) 尼崎市要保護児童対策地域協議会	18
	① 構成機関（令和3年4月1日現在）	18
	② 調整機関	19
	③ 事業実績	19
6	発達相談支援	22
	(1) 概要	22
	(2) 発達相談	22
	① 専門職による相談（件数）	22
	② 診察件数	23

(3) グループ OT (作業療法)	23
(4) 親へのグループ支援	24
① ペアレントトレーニング (「あまっこいきいき講座」)	24
② 子育てセミナー	24
③ 子ども支援教室	24
④ 子育て応援講座	25
(5) 支援者のための支援事業	25
① 施設支援事業	25
② ティーチャーズトレーニング	26
③ 支援者への研修	26
(6) 課題解決のための連携施策	27
① 保健との連携	27
② 障害者支援課との連携	27
③ 教育委員会との連携	27
④ 尼崎市医師会 小児科医会との連携	27
7 教育相談・不登校の児童生徒支援	29
(1) 概要	29
(2) 具体的な取組内容と課題	29
① カウンセラーによる教育相談	29
② スクールソーシャルワーカーによる学校支援	29
③ SNS を利用した相談	30
④ こども自立支援、ハートフルフレンドによる不登校児童生徒支援	30
⑤ 学校以外の学びの場の充実	31
8 ひきこもりがちな青少年への支援	33
(1) ユース相談支援事業	33
① 支援開始件数及び委託先の支援回数の推移	33
② 支援対象者の性別と申請時年齢	33
③ ケースモニタリング	33
④ 居場所事業 (当事者会) の実績	34
⑤ 家族交流会の実績	34
⑥ 啓発活動	34
9 子どもの育ち支援システムの運用	37
10 児童相談所の設置に向けた取組	38
11 その他の事業	38
(1) いくしあシンポジウム	38
(2) いくしあオープン会議	39
(3) いくしあ専門家会議	40
(4) 視察の受入・市政出前講座	44

① 視察の受入.....	44
② 市政出前講座の実績.....	44
12 おわりに	45
【参考】	46
1 令和4年度 新規事業.....	46
2 いくしあ来館者アンケート調査結果.....	50
3 いくしあ来館者アンケート（令和3年11月実施）でいただいたご意見への回答（一例）	55
4 ご意見箱の設置.....	56

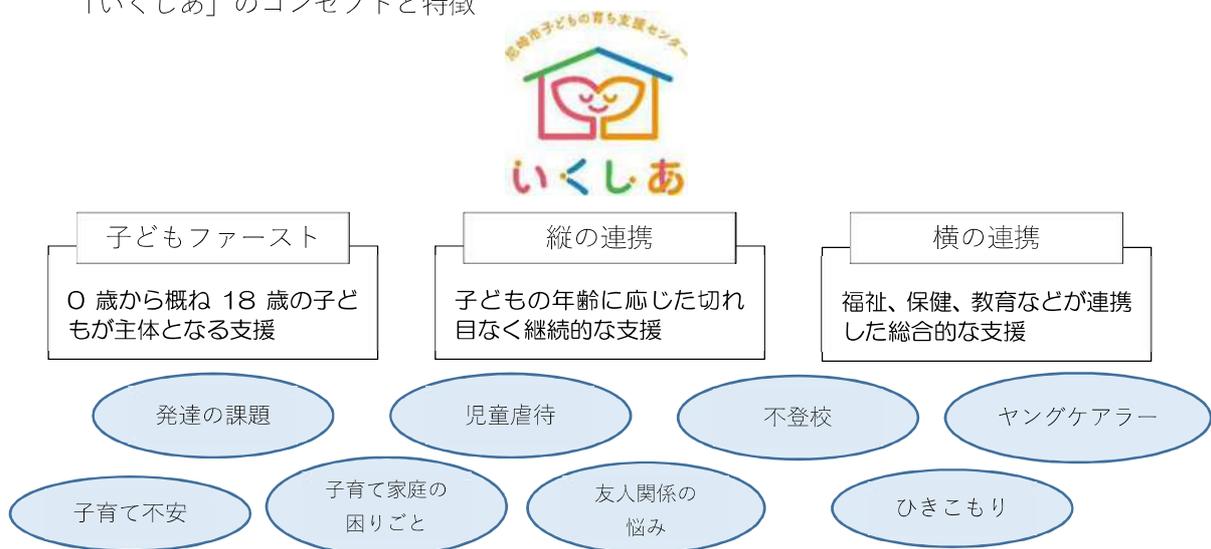
1 尼崎市子どもの育ち支援センターいくしあとは

尼崎市子どもの育ち支援センター「いくしあ」は、児童虐待の相談件数の増加、いじめ、不登校、集団不適応に悩む子どもの増加、発達障害やその疑いのある子どもの増加など、子どもや子育て家庭を取り巻く状況が多様化・複雑化、深刻化してきていることや単独機関での対応・解決が困難なケースが増加し、年齢の切れ目のない総合的な支援ができていないといった背景から、組織分野にとらわれず幅広い相談に対応し、児童虐待や不登校、発達障害など、日々の暮らしの中で課題や困難を抱える子どもたちと子育て家庭に寄り添い、支えるための総合施設として開設した。

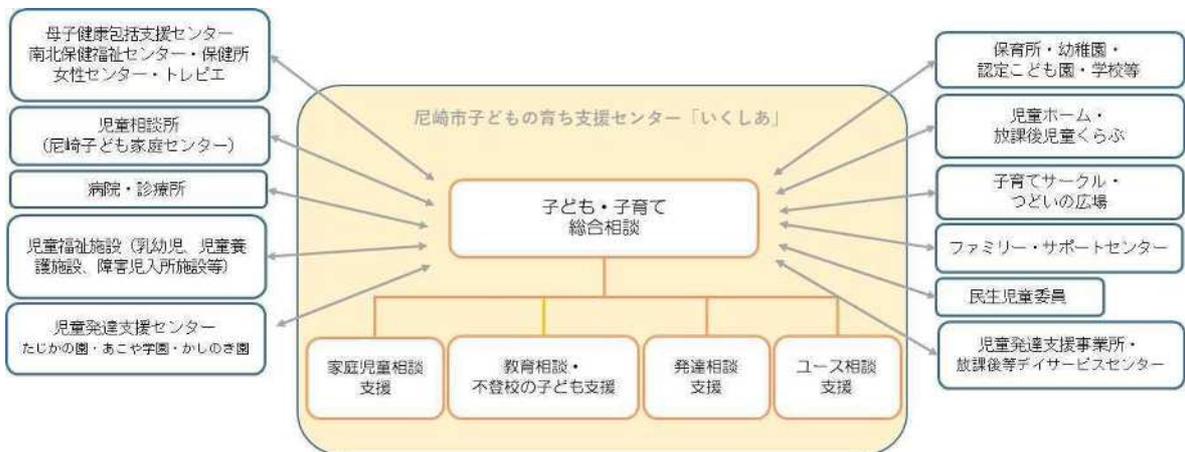
「いくしあ」では、0歳からおおむね18歳の子どもを対象とし、子どもの年齢に応じた切れ目のない支援とともに、福祉、保健、教育などが連携した総合的な支援を実施している。

(※ひきこもり相談支援(ユース相談支援事業)は概ね29歳までの青少年を対象。)

「いくしあ」のコンセプトと特徴



主に悩みや心配ごとのある子どもや子育て家庭を対象とした総合相談窓口としつつ、身近な子育て相談も含め幅広い相談に対応している。



2 尼崎市子どもの育ち支援センターいくしあの概要

(1) 沿革

平成 27 年	12 月	旧聖トマス大学の施設活用と整備の方向性策定 (平成 27 年 3 月：聖トマス大学閉校後、敷地と施設の一部を市へ譲渡)
平成 28 年	3 月	第 3 期尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画策定 (尼崎市総合計画の部門別計画として、また尼崎市子どもの育ち支援条例の推進計画として位置付け。)
平成 28 年	4 月	子どもの育ち支援センター準備担当設立
令和元年	10 月	尼崎市子どもの育ち支援センター「いくしあ」開設
令和 4 年	1 月	(仮称) 尼崎市こども家庭センター設置基本方針策定

(2) 施設概要

尼崎市子どもの育ち支援センター「いくしあ」は、児童福祉法第 10 条の 2 に基づいて設置された市町村子ども家庭総合支援拠点であり、児童虐待や不登校、発達障害など、日々の暮らしのなかで課題や困難を抱える子どもたちと子育て家庭に寄り添い、支えるための総合施設であり、主に次のような業務を行っている。

- 児童専門のケースワーカーや医師などの専門職を配置し、子どもに関する、家庭
その他からの相談に対し、寄り添い支援を行う。
- 組織分野にとらわれず幅広い相談に対応し、支援歴の情報を一元的に管理するこ
とで切れ目のない支援を行う。
- 不登校の児童生徒など、多様な状況をサポートし、学校とともに課題に対応する。
- さまざまな関係機関、民間団体と協力・連携して支援を行う。
- 発達の不安などについての相談に対応し、心理検査や診察を通して支援につなぐ
など、必要な支援を行う。

(3) 建物概要

所在地	尼崎市若王寺 2 丁目 18-6	
建築面積	約 782 m ²	
建物延床面積	約 2,031 m ² (1 階 約 734 m ² 、2 階 約 708 m ² 、3 階 約 589 m ²)	
構造	鉄筋コンクリート造・3 階建	
施設の概要	1 階	受付、相談室、カンファレンス室、親子相談室、授乳室、サロン
	2 階	地域交流室、感覚統合室、プレイルーム、幼児支援教室、観察室、事務室
	3 階	教育支援室 (ほっとすてっぷ EAST)、診療室、保健室、プレイルーム (箱庭)、発達検査室、保護者室、研修室、スノーゼンルーム
利用時間	月曜日から金曜日 (祝日除く) 9 時から 17 時 30 分	

(4) 組織（令和4年6月1日現在）



(5) 職員数（令和4年6月現在）

課名等	常勤					行政 事務員	計
	所長	課長	参事	事務	専門職		
子どもの育ち支援センター所長	1	-	-	-	-	-	1
いくしあ推進課	-	1	1	3	11	12	28
児童相談所設置準備担当	-	1	1	3	10	-	15
こども相談支援課	-	1	-	9	15	1	26
こども教育支援課	-	1	-	2	4	35	42
合計	1	4	2	17	40	48	112

※児童相談所設置準備担当 15 名のうち、兵庫県子ども家庭センター（4 か所）に 8 名、明石子ども家庭センターに 2 名派遣

※こども教育支援課の専門職は指導主事

(6) 所管事務の概要（令和4年4月現在）

【いくしあ推進課】

- ・子どもの育ち支援センターの運営等に係る企画調整
- ・子どもの育ち支援システムの維持管理
- ・子ども・子育て総合相談
- ・サロンの運営ほか利用者に係る支援
- ・発達相談支援業務の企画・立案・実施
- ・その他、いくしあ内他課の業務に属さないこと

【児童相談所設置準備担当】

- ・子どもの育ち支援センターの運営等に係る企画調整（うち、市児童相談所設置準備に関すること）
- ・尼崎学園の運営指導

【こども相談支援課】

- ・要保護児童対策地域協議会に関すること
- ・要支援児童、要保護児童に係る相談・支援
- ・ひきこもり青少年への支援に係る事業の企画・立案・実施

【こども教育支援課】

- ・長期欠席の児童及び生徒の支援
- ・教育相談の調査及び研究
- ・教育相談の指導・助言・実施

3 総合相談

(1) 概要

いくしあ総合相談窓口の専門相談員が、身近な子育て相談から児童虐待や不登校、発達障害などの専門的な相談等に対し、相談者に寄り添いながら課題を整理し、子どもの年齢に応じた切れ目のない福祉、保健、教育等が連携した総合的な支援を行うためのアセスメント（見立て）や助言等を行う。

(2) 相談件数

【新規・継続別相談件数】

(令和3年度)

種別	新規							継続						
	養護	保健	障害	非行	育成	サロン	合計	養護	保健	障害	非行	育成	サロン	合計
合計	57	6	143	9	1,164	224	1,603	150	3	266	19	2,232	848	3,518
割合	3.6%	0.4%	8.9%	0.5%	72.6%	14.0%	100%	4.3%	0.1%	7.6%	0.5%	63.4%	24.1%	100%

(令和2年度)

種別	新規							継続						
	養護	保健	障害	非行	育成	サロン	合計	養護	保健	障害	非行	育成	サロン	合計
合計	103	15	142	4	1,110	152	1,526	190	21	304	15	2,178	540	3,248
割合	6.7%	1.0%	9.3%	0.3%	72.7%	10.0%	100%	5.8%	0.6%	9.4%	0.5%	67.1%	16.6%	100%

※相談種別の内容

養護	児童虐待に関する相談。虐待以外の養育環境的問題に関する相談
保健	未熟児、虚弱児、その他の疾患（精神疾患含む）に関する相談
障害	肢体、視聴覚、言語、知的障害等、障害を有する児童に関する相談
非行	虚言癖、浪費癖、家出、乱暴等問題行動のある児童に関する相談
育成	性格もしくは行動上の問題、不登校、進学等養育上の問題に関する相談
サロン	サロン利用時における相談対応

【新規相談件数 年齢別内訳】

(令和3年度)

年齢	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18以上	合計
件数	60	82	103	114	160	130	106	115	96	86	95	83	91	105	65	46	21	18	27	1,603
割合	3.7%	5.1%	6.4%	7.1%	10.0%	8.1%	6.6%	7.2%	6.0%	5.4%	5.9%	5.2%	5.7%	6.6%	4.1%	2.9%	1.3%	1.1%	1.7%	100.0%

(令和2年度)

年齢	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18以上	合計
件数	53	75	102	95	155	113	147	114	108	92	89	64	78	103	46	32	29	20	11	1,526
割合	3.5%	4.9%	6.7%	6.2%	10.2%	7.4%	9.6%	7.5%	7.1%	6.0%	5.8%	4.2%	5.1%	6.7%	3.0%	2.1%	1.9%	1.3%	0.7%	100%

【新規相談件数 相談方法別】

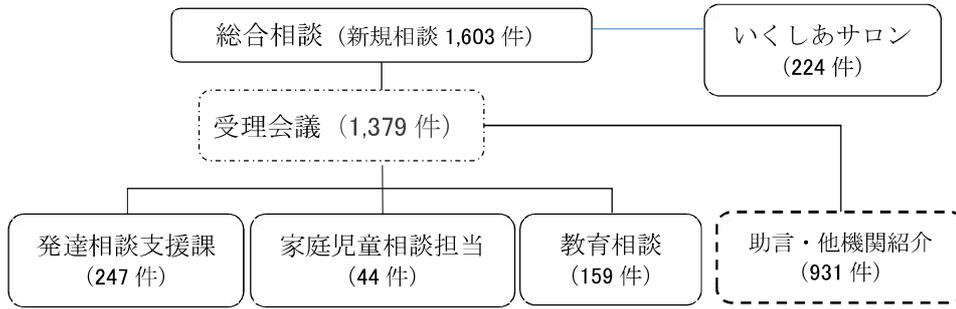
(令和3年度)

相談方法	新規					継続				
	電話	来所	訪問	メール等	合計	電話	来所	訪問	他課調整	合計
合計	1,295	283	0	25	1,603	1,425	934	50	1,109	3,518
割合	80.8%	17.7%	0.0%	1.6%	100.0%	40.5%	26.5%	1.4%	31.5%	100.0%

(令和2年度)

相談方法	新規					継続				
	電話	来所	訪問	メール等	合計	電話	来所	訪問	他課調整	合計
合計	1,305	218	0	3	1,526	1,105	710	7	1,426	3,248
割合	85.5%	14.3%	0.0%	0.2%	100.0%	34.0%	21.9%	0.2%	43.9%	100.0%

【新規相談に係るいくしあ内連携状況】



令和3年度、総合相談で受け付けた新規相談 1,603 件のうち、相談は 1,379 件 (86.0%)、サロン 224 件 (14.0%) となっている。相談 1,379 件の内、いくしあ内での連携支援を行った件数は 450 件 (32.6%)。助言や指導、他機関を紹介したケースが 931 件 (67.5%) となっている。(※2 件は重複つなぎ)

(3) サロン利用件数

サロンでは、相談員が子どもとの遊びを通じて、子どもへの関わり方のアドバイス、保護者の困りごとや悩みを聞いている。

【月別、実人数・延べ人数別 (子どものみ)】

(令和3年度)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
実人数	42	43	33	41	34	41	49	51	43	46	43	61	527
延べ人数	78	57	72	83	48	66	77	95	98	111	108	134	1,027

(令和2年度)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
実人数	9	9	26	39	43	26	36	27	24	29	33	50	351
延べ人数	37	17	59	68	74	51	90	65	55	55	67	124	762

(4) 読み聞かせ会実績

- 令和2年度 新型コロナウイルス感染防止のため中止
- 令和3年12月20日 クリスマス会 (4組8人参加)
- 令和3年12月21日 クリスマス会 (4組9人参加)
- 令和4年3月3日 ひなまつり会 (新型コロナウイルス感染防止のため中止)

【課題（総合相談）】

○継続的な相談内容の分析

- ・令和3年度に、令和2年度の総合相談で対応した新規相談について「相談件数」「相談内容」等について分析し、その内容をいくしあ内で情報を共有することで、各課における支援の課題や今後の対応について検討するきっかけとしたが、総合相談で対応した新規相談の対応の分析であり、いくしあ内の支援全体の分析にまでは至っていない。
- ・総合相談で対応した新規相談について、継続的に分析していき、その内容をいくしあ内で情報を共有し、いくしあの課題や今後の対応を検討する体制をつくる必要がある。

○総合相談の対応充実の取組

- ・総合相談で対応した新規相談の分析の結果から、いくしあ内での連携支援に結びつけることができているケースへの対応が十分でないことがわかったため、いくしあ内での連携支援に結びつけることができているケースについては、総合相談での継続的な対応を心がけているが、今後その成果や課題を把握した上で対応する必要がある。
- ・相談員が保持する資格や経験によって、相談内容に得意・不得意があることから、支援の標準化に向けたスキルアップが必要である。
- ・メール相談が増加傾向にあるが、電話相談や面接相談のような即時的なやり取りが難しく、文章のみでの状況判断となるなど、電話相談や面接相談とは違う難しさがある。より適切な対応方法、電話相談や面接相談につなげていく方法など、メール相談に対するスキルアップも必要である。

○いくしあ内各課との連携

- ・総合相談からいくしあ内連携支援に結びつける上で対応に悩むケースや複合的な課題を抱えるケースについて、いくしあ内各課で支援方針を検討するなどいくしあ内支援連携体制にまだまだ課題がある。

○サロン運営について

- ・サロン利用者が増加しているが、感染防止対策と利用者の受入れのバランスが難しい。
- ・コロナ蔓延も影響し、季節に応じた読み聞かせ会が定期的には実施できなかった。

【今後の取組（総合相談）】

○継続的な相談内容の分析

- ・継続して総合相談における新規相談内容を分析し、研修などを通じていくしあ全体で共有し、新たな課題への対応検討などを通じて支援の充実に取り組む。
- ・総合相談で取組を開始した継続的な支援について分析することで、その成果と課題を把握し、いくしあ内連携支援に結び付けていく。

○総合相談の充実の取組

- ・専門家による定期的なスーパーバイズを受けることで、相談員間で相談対応を行うにあたっての課題・問題を共有しながら、どの相談員でもある一定の相談対応ができるように相談員の支援の標準化を目指していく。また、外部研修等の積極的な受講に取り組むことで、更な

る相談対応のスキルアップに努める。特にメール相談対応については、研修を受講することでメール相談対応方法を身に付けていく。

- ・相談対応のマニュアルの更新を随時行い、相談対応の際の留意点を相談員間で共有し、新しい情報の更新を行っていく。

○いくしあ内各課との連携

- ・複合的かつ多面的な支援が必要なケースなど、いくしあ内連携の検討が必要なケース、いくしあ内各課が相談対応を行っていく中で、いくしあ内での連携支援の検討が必要なケースについて、いくしあ内各課の担当者が集まり支援の在り方を検討する緊急受理会議を開催し、いくしあ内の連携支援体制の強化を図る。

【支援や連携の事例】

<子どもと家族の状況>

母・子の母子2人世帯。母方祖父母宅にて生活をしている。子はいくしあの発達相談支援担当にて、軽度知的障害、ADHDと診断を受けた。しかし、母方祖父母が子の障害について理解が低く、子に対する暴言がある。

<いくしあの関わり>

令和元年11月、母から総合相談に相談あり。そこから発達相談支援担当に支援をつなげ、その後、軽度知的障害、ADHDと診断を受ける中で、療育手帳の申請、支援学級への転籍等の支援を行ってきた。

その後、令和3年5月、母から総合相談に再度相談があり、子の障害に対する理解が低い母方祖父母宅での生活についての悩みを話されたため、児童ケースワーカーに状況報告を行い、母子の生活安定のための支援に向けた対応について検討を行った。

<成果：子どもと家族の変化>

児童ケースワーカーが母と面接。母は母方祖父母宅での生活に限界を感じ、母子での生活を希望していることを確認。しかしながら、母自身、様々な手続きを行っていくことが難しいこともあり、住居の確保、当世帯へのヘルパー派遣の手続きなど、様々な手続きを児童ケースワーカーが同行しながら、当世帯の安定した生活に向けた支援を行っていった。また、母は不安なことがあると、様々なところに連絡を行うため、児童ケースワーカーと情報を共有し、児童ケースワーカーの支援方針に沿って総合相談での対応をおこなった。

4 家庭児童相談・児童虐待予防のための取組

(1) 概要

こども相談支援課では、児童ケースワーカーが、課題を抱える子どもやその保護者に対して、児童虐待の予防と子どもの健全育成を目的とし、相談援助、アウトリーチ、地域資源のコーディネートなどのケースワークの手法を用いて、子どもや保護者に伴走しながら支援を行う役割を担っている。

また、子どもの育ち支援センター「いくしあ」内の他の専門職や南北保健福祉センター等の関係機関と連携を行うために必要な調整を行い、適切な支援に結びつける。

こども相談支援課は、要保護児童対策地域協議会の調整機関の役割を担い、虐待予防の観点から、ハイリスク家庭の情報を集約し、調査・アセスメントを実施し、支援ネットワークの構築を目指す。

(2) 家庭児童相談における相談種別内訳（新規対応件数）

	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談			その他の相談	計	
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視覚障害相談	言語発達障害相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談			育児・しつけ相談
R2年度	1,362	146	16	2	0	50	0	9	83	14	12	685	143	62	143	135	2,862
R3年度	1,485	100	7	0	1	42	1	10	68	11	7	712	150	60	136	110	2,900

(3) 子育て家庭ショートステイ事業

保護者が病気や出産等で一時的に子どもの養育ができないときに、児童養護施設等で子どもを預かり、育児負担の軽減を図る。

【事業実績（利用件数）】

	申請理由				
	疾病	家庭理由	育児疲れ	その他	合計
R2年度	5	1	21	1	28
R3年度	4	2	26	4	36

(4) 要保護・要支援児童等見守り強化事業

新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待のリスクが高まっていることから、要保護児童対策地域協議会が中核となって、子ども食堂や子どもに対する食材等の提供などの支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高い子ども等を見守り、必要な支援に繋げることができる

体制を強化することを目的に、子育て支援について豊富な経験を持つ民間事業者のノウハウを活用し、世帯の状況把握、食糧支援、子どもの居場所の提供を行い、児童ケースワーカーと密に連携して、子どもとその世帯の支援を実施する。

令和3年度の委託先：心の輝き合同会社、(一社)ポノポノプレイス、
NPO 法人やんちゃんこ、NPO 法人子どものみらい尼崎
NPO 法人ブレンヒューマニティー、NPO 法人み・らいず2

【事業実績】

R3年度	事業利用	食品配送利用	居場所利用
世帯数	97	96	44
児童数	207	204	66

(5) 児童虐待再発防止モデル事業

児童虐待の未然防止や重篤化を防ぐため、虐待に至ってしまった子育てに悩む保護者を対象に、セルフケアと問題解決力の回復を促すプログラム (MYTREE ペアレンツプログラム) を実施するほか、日常的な見守り支援を実施する。令和2年度からモデル事業として事業実施し、その効果等について検証を行う。

令和3年度の委託先：社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会

① 事業参加者数

令和2年度 5名
令和3年度 9名

② プログラム内容

事前面接	令和3年8月2日、3日
セッション1回目～6回目	令和3年9月7日～令和3年10月12日
中間面接	令和3年10月19日
セッション7回目～13回目	令和3年10月26日～令和3年12月14日
終了面接	令和3年12月21日
同窓会 (3ヵ月後)	令和4年3月8日
同窓会 (6ヵ月後)	令和4年6月7日

③ 参加者の変化 (委託事業者の報告書から抜粋)

- ・プログラム開始時は、なぜ自分が暴力や暴言をしてしまうのかわからない、子どもが自分を怒らせるという考え方だったが、出席を重ねるうちに自分の怒りの裏側には何があるのかを知り、語り、聴いてもらい、涙していた。
- ・自身と向き合うことにしんどくなった方もいたが、最後には自分らしい子育てでいいということを理解し、子どもとの対話によって関係を築きなおしたいという気持ちに

変わった。

- ・終了面接では、参加者のほとんどが子どもの声を聴きながら子育てをやっていききたいと語った。また困ったときには児童ケースワーカー等これまでの相談先に頼っていけると話した。このように、委託事業者からは、個々の参加者の意識の変化が見られ、プログラムの効果が現れていたとの報告を受けている。

④ 事業報告会

事業に参加した対象者の意識の変化や本事業の効果等について理解と知識を深めるため、児童ケースワーカーを対象に委託事業者による事業報告会を行った。事業報告会は2部制とし、第1部は講義、第2部はプログラム実践者から児童ケースワーカーへ引継ぎを兼ねた情報共有を行い、プログラム終了後も「いくしあ」として受講者を支援可能な体制としている。

開催日時：令和4年3月22日

受講者：21名

(6) 要保護・要支援児童等心理的ケア事業（令和4年度新規事業）

要保護・要支援児童のうち、特に問題行動の強い子どもやその保護者等に対して、令和4年度より雇用される児童専門の心理士の専門性を生かし、心理教育・心理治療のための心理的ケアプログラムを実施し、被虐待児の心のケアや親の行動変容につなげる。

具体的には、対象児童に対しては、課題に合わせた認知行動療法をベースとした短期実施のプログラムの作成とともに支援を実施し、保護者に対しては、ペアレントトレーニング等の手法を用いた短期実施のプログラムの作成とともに支援を実施する。

(7) ヤングケアラー等世帯訪問支援事業（令和4年度新規事業）

概ね18歳未満の子ども・若者を含む世帯のうち、ヤングケアラーや要保護・要支援児童がいる世帯等、支援が必要な家庭に対して、ホームヘルパー等の訪問支援者を派遣し、世帯の家事・育児支援等の専門的な支援を提供し、子ども・若者及びその世帯の負担軽減を図り、子ども・若者の自立を支援する。

(8) いくしあぱんとりー

生活に困窮する要保護・要支援児童等に対して、寄付で賄われる支援物品（食料品や衛生用品（生理用品、紙おむつ、おしりふき等）、子ども用衣類等）を児童ケースワーカーが直接支援する。

令和3年度の支援実績：90世帯

【課題（家庭児童相談・児童虐待予防のための取組）】

- ・複合的な問題を抱える要保護児童等が抱える心理面の不安感等に対する心理的ケアの取組が不十分である。
- ・支援ニーズの高い家庭に対する見守り支援の取組が不十分である。
- ・ヤングケアラーへの支援が不十分である。

【今後の取組（家庭児童相談・児童虐待予防のための取組み）】

- ・複合的な課題を抱える要保護児童等に対して、認知行動療法をベースとして心理療法プログラムを実施するとともに、様々な地域資源、関係機関と協働し、多機関連携により適切な支援を実施する。
- ・委託事業者や地域資源の力を活用することで、引き続き要保護児童等の地域の見守り支援に取り組む。
- ・家庭環境上支援が必要なヤングケアラー等に対して、ヘルパー派遣や居場所の提供等を活用するとともに、関係機関等と連携した支援を実施する。

5 要保護児童対策地域協議会運営事業

(1) 尼崎市要保護児童対策地域協議会

虐待を受けた子ども、非行、不登校などの要保護児童や保護者の支援が必要な要支援児童、特定妊婦の早期発見と早期対応など適切な支援を図るため、児童福祉法第 25 条の 2 第 1 項の規定に基づき、関係機関等により構成される尼崎市要保護児童対策地域協議会を設置している。要保護児童対策地域協議会では、関係機関が要保護児童等の情報を共有し、支援の協議と役割分担を行うことで適切な支援等に繋いでいくものとする。

こども相談支援課は、尼崎市要保護児童対策地域協議会の調整機関（事務局）を担っており、要保護児童対策地域協議会に関する事務を総括している。また、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し進行管理を行うとともに、必要に応じて、児童相談所その他の関係機関等との連絡調整を行う。

① 構成機関（令和 3 年 4 月 1 日現在）

尼崎市	尼崎市以外
子どもの育ち支援センターこども相談支援課	兵庫県尼崎こども家庭センター
子どもの育ち支援センターいくしあ推進課	兵庫県尼崎南警察署生活安全課
子どもの育ち支援センター発達相談支援課	兵庫県尼崎東警察署生活安全課
こども青少年部こども青少年課	兵庫県尼崎北警察署生活安全課
こども青少年部こどもの人権擁護担当	兵庫県警察本部少年育成課尼崎少年サポートセンター
こども福祉課	兵庫県立尼崎総合医療センター
保育児童部保育管理課	兵庫県阪神南県民センター
保育児童部こども入所支援担当	尼崎市立幼稚園長会
保育児童部保育運営課	尼崎市立小学校長会
保育児童部児童課	尼崎市立中学校長会
北部保健福祉センター北部保健福祉管理課	尼崎市立高等学校長会

北部保健福祉センター北部福祉相談支援課	尼崎市民生児童委員協議会連合会
北部保健福祉センター北部障害者支援課	社会福祉法人神戸婦人同情会子供の家
北部保健福祉センター北部地域保健課	社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会
南部保健福祉センター南部保健福祉管理課	社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団
南部保健福祉センター南部福祉相談支援課	尼崎市法人保育園会
南部保健福祉センター南部障害者支援課	尼崎市子育てサークル実行委員会
南部保健福祉センター南部地域保健課	一般社団法人尼崎市医師会
保健部健康増進課	尼崎市私立幼稚園連合会
保健部疾病対策課	神戸地方法務局尼崎支局
協働部ダイバーシティ推進課	尼崎人権擁護委員協議会
学校教育部こども教育支援課	兵庫県弁護士会阪神支部
学校教育部いじめ防止生徒指導担当	
学校教育部学事課	
社会教育部社会教育課	
消防局救急課	

② 調整機関

こども相談支援課

③ 事業実績

【会議回数】

- 代表者会議 年1回開催
- 実務者会議 14回開催
- 個別ケース会議 随時開催（令和3年度255回開催）

【要保護児童の状況】

◇相談種別（人数）

	虐待	養護	保健	障害	非行	育成	その他	合計
令和2年度	2,826	22	0	2	3	9	90	2,952
令和3年度	3,212	23	0	1	2	13	50	3,301

◇虐待種別（人数）

	身体的		ネグレクト		心理的		性的		合計
令和2年度	388	13.7%	1,977	70.0%	452	16.0%	9	0.3%	2,826
令和3年度	383	11.9%	2,237	69.6%	588	18.3%	4	0.1%	3,212

◇主たる虐待者（人数）

	実父		実父以外の父		実母		実母以外の母		その他		合計
令和2年度	570	20.2%	27	1.0%	2,183	77.2%	6	0.2%	40	1.4%	2,826
令和3年度	628	19.6%	22	0.7%	2,514	78.3%	5	0.2%	43	1.3%	3,212

◇被虐待児年齢（人数）

	3歳未満		3歳～就学前		小学生		中学生		高校生等		合計
令和2年度	464	16.4%	725	25.7%	914	32.3%	464	16.4%	259	9.2%	2,826
令和3年度	536	16.7%	775	24.1%	1,060	33.0%	540	16.8%	301	9.4%	3,212

【課題（要保護児童対策地域協議会運営事業）】

- ・「いくしあ」、南部保健福祉センター内サテライト、北部保健福祉センター内サテライトの3拠点体制を維持する中で、緊急受理会議の開催や情報共有が迅速に行えない等、連携が不十分である。
- ・要保護児童対策地域協議会の管理ケースについて、重症度が中度以下のケースモニタリングが十分できていない。

【今後の取組（要保護児童対策地域協議会運営事業）】

- ・Zoom等を活用することで緊急受理会議や情報共有を迅速に行い、3拠点それぞれがお互いの状況を把握できるよう連携強化に取り組む。
- ・要保護児童対策地域協議会の管理ケースについて、相談受理からモニタリング、終結までの進行管理方法の見直しを行い、適切な時期にケースモニタリングを行えるよう取り組む。

【支援や連携の事例】

<子どもと家族の状況>

母と19歳の長女、中学3年生の次女の3人世帯。母が精神的に不安定なことと、経済的困窮、育児のしんどさから、要保護児童対策地域協議会の対象世帯として関係機関と情報を共有していた。長女は高校中退後、進路未決定。次女は不登校のため学校も関わりが難しい状態であった。母が生活保護のケースワーカーに相談したことから、児童ケースワーカーも家庭への支援に入ることができるようになった。児童ケースワーカーが『いくしあぱんとりー』を活用して食糧支援を実施したり、『要保護・要支援児童等見守り強化事業』を利用したことで、事業委託先のNPO法人の支援員が世帯に食糧支援と世帯状況の把握のために定期的に訪問するようになった。次第にNPO法人の支援員と長女の関係が少しずつ持てるようになり、子どもたちからのSOSが、直接NPO法人の支援員に入るようになった。

<いくしあの関わり>

NPO法人の支援員と連携しながら、児童ケースワーカーも家庭訪問し、母や長女、次女との関係性を少しずつ深め、長女は精神科受診に同行したり、次女の進路について母と話し合えるようになった。児童ケースワーカーは個別ケース検討会議を開催して、世帯への支援により生じた家族の変化について、この世帯に関わる支援者間で共有しながら今後の支援方針の策定や支援の役割分担を行った。また、次女が進路未決定で中学校を卒業する見込みのため、『ユース相談支援事業』の利用を促し、ひきこもり支援も開始する見込みである。

<成果：今後の見通し>

多くの課題を抱えた世帯であるが、地域資源やこども相談支援課が実施する支援メニューを総動員することで、世帯に関わる関係者を増やし、支援ネットワークの構築を少しずつ進めている。今後も、要保護児童対策地域協議会の枠組みを用いながら、児童ケースワーカーが中核となって支援をコーディネートし、子どもや世帯に伴走しながら支援していきたい。

6 発達相談支援

(1) 概要

発達に関する課題を抱える親子への個別的支援と、その子どもたちを取り巻く親へのグループ支援のほか、保育士や学校教員など支援者への支援を行っている。

グループ支援では、発達や行動で気になることや困りごとを抱える子どもとその保護者の相談に対応し、必要に応じて発達検査や診察を通じて子どもへの理解を深め、必要な支援につなげている。

また、親へのグループ支援としては、ペアレントトレーニングや子ども支援教室、子育て応援講座を実施し、支援者への支援としては、保育施設や学校等へ専門職を派遣し、対象児童の観察を通じて、子どもの発達や特性に応じた支援方法についての提案や子どもとの関わり方等についてアドバイス等を実施している。

(2) 発達相談

① 専門職による相談（件数）

（令和3年度）

	心理相談	OT 相談	集団 OT	ST 相談	保健師 相談	合計	割合
就学前	73	56	35	161	15	340	56.2%
小 1-3	64	72	14	26	6	182	30.1%
小 4-6	25	23	—	7	6	61	10.1%
中 1-3	20	0	—	1	1	22	3.6%
高 1-3	0	0	—	0	0	0	0.0%
合計	182	151	49	195	28	605	100%

（令和2年度）

	心理相談	OT 相談	集団 OT	ST 相談	合計	割合
就学前	47	46	15	54	162	54.9%
小 1-3	42	33	5	18	98	33.2%
小 4-6	12	5	0	1	18	6.1%
中 1-3	12	4	0	1	17	5.8%
高 1-3	0	0	0	0	0	0%
合計	113	88	20	74	295	100.0%

② 診察件数

【診察件数(月別・初診継続終診別)】

(令和3年度)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
初診	8	16	23	16	18	19	15	13	18	17	10	3	176
継続	19	23	32	30	19	21	22	23	16	17	9	21	252
合計	27	39	55	46	37	40	37	36	34	34	19	24	428

(令和2年度)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
初診	13	23	34	24	7	23	28	18	21	19	16	17	243
継続	17	19	31	35	25	28	22	20	28	12	25	18	280
合計	30	42	65	59	32	51	50	38	49	31	41	35	523

【診断名別(終診者)】(重複あり)

(令和3年度)

	自閉 スペクトラム症	ADHD	知的発達症	限局性学習症
就学前	37	28	28	1
小1-3	34	37	18	5
小4-6	13	18	10	1
中1-3	9	12	9	0
高1-3	0	0	0	0
合計	93	95	65	7

(令和2年度)

	自閉 スペクトラム症	ADHD	知的発達症	限局性学習症
就学前	29	39	18	1
小1-3	53	84	38	25
小4-6	20	25	15	5
中1-3	19	22	20	1
高1-3	3	3	-	-
合計	124	173	91	32

(3) グループOT(作業療法)

発達相談を実施した子どもの中で、感覚情報の処理が上手くできず、療育機関等を利用していない子どもを対象に、感覚統合室でのダイナミックな遊びを通し、体の動かし方を学ぶよう支援している。また、保護者には感覚の特性を踏まえた関わり方や支援の方法を伝えている。

(令和3年度)

実施月	5月	6月	7月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
参加人数	4人	5人	8人	6人	3人	6人	5人	5人	7人	49人

(令和2年度)

実施月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計
参加人数	6人	7人	8人	7人	8人	8人	44人

(4) 親へのグループ支援

① ペアレントトレーニング (「あまっこいきいき講座」)

子育てに悩んだり、育てにくさを感じたりしている就学前の子どもの保護者を対象に、子どもの行動観察の方法や問題行動への効果的な対処の方法について参加者やスタッフと情報交換をしながら学び、子どもの理解を深めることを支援する。

実施日	前期：令和3年5月20日～8月5日 1クール6回(月2回) *フォローアップ講座も1回実施。
参加者	3人 ※コロナウイルス感染拡大防止のため、後期は中止。

② 子育てセミナー

子育てに困っていたり、子どもの発達が気になっている小学生の保護者を対象に、子どもの行動観察の方法や問題行動への効果的な対処の方法について参加者やスタッフと情報交換をしながら学び、子どもの理解を深めることを支援する。

	実施日	内 容	参加者
第1回	9月1日	親子でHAPPY コミュニケーション ～上手なほめ方・叱り方	5人
第2回	9月8日	スモールステップで支える子どもの“できる” ～援助の段階と指示の出し方～	10人
第3回	9月29日	親子でTRY セルフコントロール ～自分で自分をほめられるルール作り～	4人

③ 子ども支援教室

発達に心配な子どもや発達相談を受けた4・5歳児を対象に、「遊び」を通して身体の使い方や、集団生活上での得意なことや不得意なところを専門職と観察し共有することで、保護者が子どもの理解を深めることを支援する。

クール	上半期 9月～11月	下半期 11月～2月
対象・定員	年長児 10人	年中児 10人
参加者	7人 法人保育園1人、公立保育所2人、 私立幼稚園4人	6人 法人保育園1人、公立保育所2人、 私立幼稚園3人
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援（普段の子どもの様子、主訴の聞き取り）1回 ・集団支援（短時間保育、集団での子どもの様子の見学）2回 ・フィードバック1回 	

④ 子育て応援講座

発達相談につながるきっかけとして、子育ての困難さを感じている保護者を対象に発達障害の啓発活動を行う。

テーマ	「体験しよう発達障害！」 *みんなのサマーセミナー内で実施。
参加者	89人（zoom 及び同時配信 YouTube 視聴者数）
実施日時	令和3年8月7日（土）10：50～11：10
場所	zoom 開催

（5）支援者のための支援事業

① 施設支援事業

各施設等の職員が子どもの対応に困難さを感じている場合に、専門職が施設を訪問し、子どもへの関わり方の助言等を行う。

（令和3年度）

施設	公・私	訪問回数 (回)	対象児童数 (人)	いくしあへ 繋がった児童数 (人)	いくしあへ 繋がった割合
保育所 ・ 園	市立	5	12	1	8.3%
	法人	14	31	3	9.7%
	計	19	43	4	9.3%
幼稚園	市立	1	1	1	100%
	私立	6	12	3	25.0%
	計	7	13	4	30.8%
小学校	市立	16	32	1	3.1%
中学校	市立	1	1	1	100%
総 計		43	89	10	11.2%

(令和2年度)

施設	公・私	訪問回数 (回)	対象児童数 (人)	いくしあへ 繋がった児童数 (人)	いくしあへ 繋がった割合
保育所 ・ 園	市立	4	10	1	10.0%
	法人	14	31	6	19.4%
	計	18	41	7	17.0%
幼稚園	市立	0	0	0	0%
	私立	1	2	0	0%
	計	1	2	0	0%
小学校	市立	7	15	2	13.3%
中学校	市立	1	2	0	0%
総計		27	60	9	15.0%

② ティーチャーズトレーニング

子どもの対応に困難さを感じている小中学校教員や保育施設等の職員を対象に、子どもの行動観察や理解、対応の仕方について応用行動分析学による具体的な対処方法を提供し、改善の一助となることを目的とした講座を実施している。

実施回数	1クール（zoomにて6回連続実施）
実施時期	令和3年9月～11月
受講人数	7人（内訳 小学校 2人、保育士 5人）
講師	NPO法人ラヴィータ研究所 理事長 米田 和子氏（特別支援教育士 SV）

③ 支援者への研修

実施日時	令和3年11月25日（木）
受講人数	公立保育所 保育士 24人
内 容	講義とグループワーク 「子どものやりづらさを考えてみる」 ～ 幼稚園・保育園等との連携事例を含めたいくしあでの取組～

実施日時	令和4年3月1日（火）
受講人数	民生児童委員 82人
内 容	講義「発達障害の基礎知識」

【課題（発達相談支援）】

・専門職による相談や診察後、所属での支援や療育機関・医療機関の利用を提案した場合にスムーズに支援や利用に結びつかないことがある。その背景には、その子どもの所属に具体的な支援方法が伝達できていないこと、療育や医療が必要であると判断されても利用することにためらいがあること、療育を利用することを希望していても、事業所選びの際に情報が得られにくいという要因がある。

- ・ペアレントトレーニングや子育てセミナー等に、申し込み数が少ないこと。その背景として、保健での療育教室等の参加者に事業周知を行っているが令和3年度は新型コロナウイルスの感染症予防対策のために療育教室が中止になっていること、複数回の参加が必要であるトレーニングが多いことや、講座の特性上、発達課題をもつ子どもを持つ親を対象としているため、広く一般公募がしにくいことが挙げられる。

【今後の取組】

- ・所属先と連携し、個々に合った支援ができるよう助言したり、必要に応じてカンファレンスを実施し、所属先で適切な支援が受けられるよう支援する。
- ・個別相談で医療機関や療育機関の情報を提供する。
- ・療育が必要だが、利用にためらいのある子どもに対しては就学前後までグループOTを案内し、継続支援を展開する。
- ・ペアレントトレーニングについては、実施方法、周知方法や開催場所等を検討するとともに、現在連携している南北保健福祉センターと保健所に加え、たじかの園、医師会にも情報提供し参加者を募っていく。

(6) 課題解決のための連携施策

① 保健との連携

南北保健福祉センターで行われている乳幼児健診後のフォローアップにおけるいくしあとの連携について、3歳6か月児健康診査後のフォロー体制を整え、切れ目ない支援を行うことを目的とし、令和4年度から南北保健福祉センターにいくしあ心理士を派遣し出張相談を行うこととした。

② 障害者支援課との連携

南北保健福祉センターと子どもの育ち支援センターの連携会議を行い、「いくしあ」と児童発達支援センターなど各支援機関との情報共有や連携に向けた連携業務フローを作成するほか、障害児通所支援事業所に対して支援プログラムの内容や、専門職員の配置、送迎サービスの有無や受け入れ対象児童についてアンケート調査を実施し、その結果をまとめ、事業案内リストを作成した。

③ 教育委員会との連携

市内41校の小学校で行われている就学時健診の児童面接内容を統一することを目的に、令和2年度から教育委員会の保健体育課・特別支援教育担当と共同で児童面接マニュアルを作成し、研修等を実施している。初年度となる令和2年度は推奨方法である集団面接を8割の学校で取り入れ、令和3年度は9割まで上昇した。

④ 尼崎市医師会 小児科医会との連携

令和3年12月9日に尼崎市小児科医会懇談会に出席し、いくしあでの実績や取組に

についての説明を行った。また、子どもへの関わり方について丁寧な助言が必要な保護者に対して、市内小児科の開業医からいくしあに紹介してもらい、専門職からの支援につなげる連携を行った

【支援や連携の事例】8歳 女児

<子どもと家庭の状況>

母、本児の母子世帯であったが、再婚し、本児の弟も生まれて、養父・母・本児・弟の4人世帯となった。

<いくしあの関わり>

令和元年、年長児の子ども支援教室に参加。新しい場面に慣れることに時間がかかり、場面緘黙あり。母が関わり方に悩んでいるときに申し込みをしてきた。就学後にも、その後の様子を確認するために連絡をしたところ、落ち着いて学校生活を送れているということであったため一旦支援は終了していたが、小学校2年生になって再度母親から子どもの関わりについて悩んでいると連絡が入った。

心理士が母の相談を聞き、母には、本児と同じ土俵に立たないこと、叩き合いになったら視点を変えること、良いことを褒めることを助言。また、子どもには作業療法士によるOT相談を提案し試みたが、母と離れることができなかった。

継続した支援が必要だと判断し今後の支援を検討したところ、以前こども教育支援課のプレイセラピーは楽しんで通っていたことを踏まえ、母にプレイセラピーの再開を提案したところ希望。再度こども教育支援課のプレイセラピーが利用できるよう、今までの経過を共有し、継続支援につなげた。

7 教育相談・不登校の児童生徒支援

(1) 概要

教育相談においては、市内在住、在学の4歳から18歳までの子どもに関する相談を、児童生徒や保護者、学校・園を対象に、教育相談カウンセラーによる電話相談、面接相談を行い、必要に応じて心療内科医・精神科医による医療カウンセリングを行っている。

(2) 具体的な取組内容と課題

① カウンセラーによる教育相談

【目的】6名の教育相談カウンセラーが、市内在住、在学の4歳から18歳までの子ども・保護者・家族・教職員等を対象に、いじめや不登校といった学校に関する悩みに対して、学校や関係機関と連携しながら適切な支援を行う。

【方法】 ・電話相談 ・面接相談 ・発達検査等 ・学校訪問

(令和3年度)

相談種別	電話	面接	総計
いじめ	1	14	15
不登校	395	1,313	1,708
学業・進路	86	154	240
友人関係	43	122	165
家庭・子育て	124	446	570
心身の健康	123	347	470
発達障害	175	449	624
非行・不良	3	22	25
暴力行為	2	12	14
虐待	0	13	13
体罰	0	0	0
学校と教職員	12	10	22
その他	4	2	6
計	968	2,904	3,872

(令和2年度)

相談種別	電話	面接	総計
いじめ	3	23	26
不登校	330	876	1,206
学業・進路	53	43	96
友人関係	45	133	178
家庭・子育て	161	300	461
心身の健康	181	324	505
発達障害	258	525	783
非行・不良	19	32	51
暴力行為	0	1	1
虐待	1	0	1
体罰	0	0	0
学校と教職員	60	71	131
その他	6	0	6
計	1,117	2,328	3,445

② スクールソーシャルワーカーによる学校支援

【目的】9名のスクールソーシャルワーカーが、教育委員会が所管する学校・園に所属する園児児童生徒及びその保護者を対象に、家庭内での虐待や貧困、学校でのいじめ、不登校といった問題の相談に乗り、情報を集めて状況を把握した上で、児童生徒の家族や友人、学校、地域などに働きかけることで状況の改善を行う。

【方法】・教室や学校、家庭を訪問し、子どもや保護者の相談をきく。

- ・同行支援（関係機関への付き添い等）
- ・教職員に対するコンサルテーション
- ・学校内会議への参加

スクールソーシャルワーカーへの相談件数及び相談内容（単位：件）

	R1	R2	R3
不登校	150	181	285
いじめ	16	24	42
友人・教職員等の問題	32	40	52
虐待	31	64	87
貧困問題	18	7	24
家庭環境の問題	125	213	303
心身の健康・保健	25	49	59
発達障害	76	140	220
その他	10	18	27
合計	483	736	1,099

③ SNS を利用した相談

【目的】 SNS カウンセラーおよび教育委員会指導主事が、市内中学校 17 校、高等学校 3 校に在籍する生徒に対して、生徒にとって身近なスマートフォンやタブレット端末から匿名で相談できる環境を構築し、早期の S O S 発信を促していく。

【方法】・匿名報告アプリ「STOP it (R4 『STANDBY』に名称変更)」

匿名報告アプリ「STOP it」の登録件数（下段 登録率）および相談件数

	中学校			高等学校		
	在籍生徒数	登録件数	相談件数	在籍生徒数	登録件数	相談件数
R 1	9400 人	188 人 (2%)	118 件			
R 2	9443 人	330 人 (3.5%)	301 件	2289 人	792 人 (34.6%)	263 件
R 3	9427 人	360 人 (3.8%)	356 件	2289 人	647 人 (28.3%)	13 件

※在籍生徒数は各年度の 4 月 1 日現在

④ こども自立支援、ハートフルフレンドによる不登校児童生徒支援

【目的】 12 名のこども自立支援員（元教員）及びハートフルフレンド（社会人・学生ボランティア）が、学校に登校しにくい、登校できない児童生徒に対して、個々の状況に応じて伴走的に支援を行い、児童生徒の社会的自立につなげる。

【方法】・家庭、学校訪問

・校内別室における学習サポート

- ・学習支援室「サテライト教室」における学習サポート
- ・教育支援室「ほっとすてっぷ」における学習サポート

こども自立支援員、ハートフルフレンドが関わっている不登校児童生徒の割合

	R1	R2	R3
こども自立支援員、ハートフルフレンドが関わっている不登校児童生徒数	139 人	168 人	220 人
尼崎市における不登校児童生徒数	748 人	807 人	1027 人
こども自立支援員、ハートフルフレンドが関わっている不登校児童生徒の割合	18.6%	20.8%	21.4%

⑤ 学校以外の学びの場の充実

【目的】 不登校にある児童生徒を対象に、学校以外の学びの場及び居場所を整備し、そこで基礎学力の補充や基本的な生活習慣の改善等の指導や援助を行うことで、不登校児童生徒の社会的自立につなげる。

【方法】 ・教育支援室「ほっとすてっぷ」（市内3か所）の運営
 ・学習支援室「サテライト教室」（市内8か所）の運営

【課題（教育相談・不登校の児童生徒支援）】

- ・カウンセラーが行う教育相談での相談種別をみると、「不登校」「学業・進路」にかかる相談数の増加が顕著である。相談内容は年々多様化している。
- ・スクールソーシャルワーカーによる学校支援では、学校からの相談件数は年々増加しており、学校支援（相談対応）として一定の成果があげられている。しかし、相談内容は不登校、学校生活（友人関係・進路等）、家庭環境（虐待・貧困等）、発達の問題等、多岐に渡っている。学校の期待も大きいので、スーパーバイザー等による研修の充実によりスクールソーシャルワーカーのスキルアップが課題である。また、現在の人数では、現在も対応は十分とは言えないことも課題としてあげられる。
- ・匿名報告アプリ STANDBY は、相談の内容が友人関係、家庭環境、クラブ活動、学習、性別等、多岐に渡っている。今後、相談件数が増加した場合の対応が必要となってくる。また、中学校の登録数が伸びないことが課題である。
- ・不登校児童生徒数が年々増加している。こども自立支援員やハートフルフレンドが対象とする多くの不登校児童生徒は、部屋や自宅から出ることができなかつたり、学校以外の学びの場に定期的に通えなかつたりする。
- ・「ほっとすてっぷ」「サテライト教室」ともに、不登校児童生徒にとって、学校や家庭以外の居場所及び基礎的な学力を支える支援の場として一定の成果をあげている。一方で、不登校児童生徒の状況が時間と共に変化していくため、継続的な支援が必要である。

【今後の取組（教育相談・不登校の児童生徒支援）】

- ・カウンセラーが行う教育相談では、相談者の主訴解決に向けた具体的な提案につなげるため、研修によるスキルアップを図る。また、学校・各関係機関との役割分担の整理と情報共有を進めていく。
- ・スクールソーシャルワーカーによる学校支援では、引き続き、スクールソーシャルワーカーの人員確保に努めていくとともに、いくしあの合同研修等によるスクールソーシャルワーカーの役割の周知、他機関との連携による支援の充実、学校の教育相談体制と連携した支援を進めていく。
- ・SNSを利用した相談では、登録件数向上に向けて、学校を通じて生徒及びその保護者への周知をより一層進めていく。
- ・不登校の児童生徒数は今後も増加傾向が続くと考えられる。不登校児童生徒への支援の充実を図るよう、学校との情報共有の機会を増やしていく。また、不登校の早期の段階（登校渋り段階）における支援について作成した「不登校子ども理解・支援ハンドブック」を活用し、未然防止につなげていく。
- ・なかなか通級につながらない児童生徒に対して、オンライン等による支援体制を整えていく。
- ・不登校児童生徒の状況が時間と共に変化していくため、継続的な支援についての再アセスメントを行っていく。

【支援と連携の事例】

<子どもと家族の状況>

- ・母親、二男である本児（高校生）の母子家庭。
- ・これまで色々な機関に相談をされている。

<いくしあの関わり>

長男が小学生の時に教育相談に申し込みがあり、その後本児（当時年長）についても教育相談を申し込まれた。教育相談では、幼い頃から本児へのプレイセラピーを通して、行動観察を実施した。一時、本児の来談は途切れていたが、高校入学後に面談が再開し、来談時に面接相談を行った。

<成果>

本児、保護者の気持ちに寄り添いながら、継続的な相談となるよう取り組んできた。また、関係各課との連携を進める中、いくしあ支援見直し会議でも支援を検討し、療育手帳の必要性や家庭的な支援等、多方面からの支援を検討することができた。本児が高校卒業後に、支援できる機関として、本児はユース相談に、母親にはMY TREE ペアレンツ・プログラムにつなげていくことを共有し、初回の時期や役割が確認でき、継続的な支援体制が作られつつある。

8 ひきこもりがちな青少年への支援

(1) ユース相談支援事業

中学3年生から概ね29歳までの、外へ出ることがしんどい状態（いわゆるひきこもり状態）やそれに近い状態にある、青少年及びそのご家族への支援を行う。市職員がインテークを行ったのち、継続的な支援が必要な場合は、委託先の専門相談員（社会福祉士、精神保健福祉士など）が自宅等に訪問し、相談に対応するほか、自宅以外での活動を行う支援や、家族交流会などを行う。

委託先：特定非営利活動法人 み・らいず2

① 支援開始件数及び委託先の支援回数の推移

- ・令和2年1月事業開始以降、令和3年度末時点で79名の支援を開始した。
- ・事業開始後、245件の相談を受け付け、延べ2,008件の支援を実施した。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度													合計
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	小計	
支援開始件数	6	37	1	3	3	2	1	4	6	3	3	4	2	4	36	79
委託先の支援回数 (同ケース重複有)	19	369	76	53	51	65	98	118	114	141	128	120	128	140	1,232	1,620

② 支援対象者の性別と申請時年齢

- ・支援対象79名のうち、男性は57名、女性は22名であった。
- ・申請時年齢は中学生年齢が12名、高校生年齢が31名、19歳～20歳が16名、21歳以上が20名。

	男性	女性	合計
中学生年齢	10名	2名	12名
高校生年齢	23名	8名	31名
19歳～20歳	12名	4名	16名
21歳以上	12名	8名	20名
合計	57名	22名	79名

③ ケースモニタリング

- ・令和3年度は、12回実施した。
- ・令和3年度から委託事業者と市職員で、各ケース3か月に1度、支援の進行状況や支援対象者等の変化を定期的に把握することで、効果的な支援を目指すケースモニタリングを実施している。ケースモニタリングにおいては、次回モニタリングまでの間（3か月間）の目標として短期目標を定めるとともに、支援全体でゴールとして目指す長期目標の策定とその進捗度を確認する。

また、支援対象者の状態や状況の評価、短期・長期目標の進捗達成状況から、具体的な支援計画や支援量を検討し、より効果的な支援を目指している。

④ 居場所事業（当事者会）の実績

- ・令和3年度の居場所事業（当事者会）は、36回実施した。
- ・活動内容は、カードゲームやテレビゲーム、身体を動かすボディアワークや卓球大会、そのほかにもプログラミング講座やクリスマス会など季節のイベント、市内協力企業へのボランティア活動など、利用者の興味関心やニーズに沿った内容で実施した。

（令和3年度）

開催月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
開催回数	2回	4回	3回	3回	2回	5回	3回	2回	3回	3回	3回	3回	36回
延べ参加者数	7名	5名	5名	6名	6名	7名	7名	6名	8名	8名	7名	4名	76名

（令和2年度）

開催月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
開催回数	1回	4回	3回	3回	3回	3回	3回	2回	4回	26回
延べ参加者数	1名	4名	3名	2名	1名	2名	3名	3名	10名	29名

⑤ 家族交流会の実績

- ・令和3年度の家族交流会は、6回実施した。
- ・6回のうち4回は支援対象者の家族のみを対象とした会として実施し、2回は支援対象者以外も広く参加対象としながら、進路選択をテーマに講演会を行うほか、支援機関の情報交換会を実施した。

開催月	参加者数	会場
4月	4名	いくしあ2階
6月	4名	委託先事務所（立花事務所）
7月	3名	いくしあ2階
10月	33名	テーマ：進路選択について オンライン／中央北生涯学習プラザ
12月	8名	テーマ：尼崎市サポート機関情報交換会 立花南生涯学習プラザ
2月	4名	委託先事務所（立花事務所）

⑥ 啓発活動

- ・令和3年度からは、広く市民を対象に、若年層のひきこもりに関する理解や知識を深められるよう啓発事業として講演会を実施した。

開催月	参加者数	講演テーマ
6月	34名	テーマ：ハイブリッドスクーリングオンライン

【課題（ひきこもりがちな青少年への支援）】

- ・中学校3年生の不登校ケースへの早期介入促進が不十分である。
- ・出前講座等、事業紹介の機会において「初めてこの事業を知った」という声も多く、市民のみならず関係機関においても当事業の認知、理解が不十分である。そのため、実際に支援を

- 必要としている人やその支援者に情報が届いていない可能性がある。
- ・当事業で現在使用している評価項目では、対象者の細かな行動変化を十分に反映することができない。

【今後の取組（ひきこもりがちな青少年への支援）】

- ・令和3年度は、全市立中学校を訪問し、事業紹介等を行い、進路未決定や進学後に不安の残る中学3年生を対象に、事業利用者を増やすことや中学校との顔の見える関係を築くことを目指した。引き続き市立中学校等に対する事業紹介・ケース相談や、関係機関における広報チラシ等の設置場所拡充等の取組を積み重ねることで、中学3年生の不登校ケースへの早期介入の促進を目指す。
- ・教育委員会や関係機関などの研修会の講師を務める機会が増えたため、そのような場を活用し、引き続き庁内外における事業周知やひきこもり支援のノウハウの共有を行う。
- ・各地域課と連携し、支援対象ケースの掘り起こしのため、市民及び関係機関への広報活動や事業周知を実施するほか、マルシェやフリーマーケットなど当事者が社会参加できる機会となるイベントを協働で実施する。
- ・ケースモニタリングを実施するにあたり、支援対象者の行動変容がわかりやすいような評価項目の設定等について、委託事業者とも話し合いながら検討する。

【支援や連携の事例】

<本人の状況>

- ・小学校から約8年間不登校を経験し、進路未決定のまま中学校を卒業した。
- ・進学は決まっていなかったものの、将来について考えたいと意欲が高まっていた。
- ・本人と関わりのあるスクールソーシャルワーカーからユース相談支援事業の担当者に、卒業後に心配な生徒がいると相談があり、事業利用申請に至った。

<ユース相談支援事業の関わり>

まずは、本人が安心して相談ができる存在であるスクールソーシャルワーカーとともに委託事業者相談員と一緒に訪問し、ゲームなど本人が興味関心を示すことを通じて関係性を築いていった。

その後は少しずつ委託事業者相談員のみでも面談ができるようになり、本人がボランティア活動を行うなど、就労をイメージできるような支援に移行していった。

支援を重ねる中で、本人から「自分自身について知りたいので、発達検査を受けてみたい」と希望があり、いくしあの発達相談支援課につなぎ、発達検査を行い、発達障害の診断を受けた。

<今後の方向性>

療育手帳を申請し、ボランティア活動を継続しながら、障害サービスにつないでいけるよう支援を継続する。

本人の気持ちや思いを聞きながら、「オーダーメイド支援」を実施し、本人の自立に向けた支援に伴走する。

<事例の総括>

ユース相談支援事業では地域や関係機関と連携し、本人のニーズに沿った支援をより多面的に実施することができる。いくしあ内で連携することにより、発達障害の診断を受けることを通じて、障害サービスの利用を検討するなど支援の幅が広がった。

9 子どもの育ち支援システムの運用

いくしあでは、児童虐待や不登校等の課題や困難を抱える子どもや子育て家庭の支援をしていることから、緊急性が求められる場面や、迅速な対応が求められる場面が発生する。

こうした子どもや子育て家庭を総合的かつ継続的に支援するためには、相談者の主訴と支援対象児、家族とその家庭環境の状況を整理・評価したうえで、適切な支援につなげていく必要があるため、子どもの支援歴等の記録を一元的に把握するための電子システム（子どもの育ち支援システム）を運用している。

子どもの育ち支援システムでは、子どもや子育て家庭の支援に必要な情報（住所や世帯構成、福祉サービスの利用状況、就園先、通学先など）を、庁内の各課のシステムから連携提供を受けており、子どもの育ち支援センターの職員は、子どもと子育て家庭への支援に必要な情報を横断的に把握し、相談や支援内容を児童情報やケース情報として、登録・更新している。

運用にあたっては、顔認証を加えた2要素認証システムの導入やアクセスログの管理、職員研修の実施など、個人情報の管理を徹底し、セキュリティ対策を講じている。

（「尼崎市子どもの育ち支援条例」（平成21年12月18日条例第41号））

【課題（子どもの育ち支援システム）】

- ・システム内の支援情報の閲覧・使用について、従来に比べ様々な市民情報が手軽に収集できることから、個人情報扱っているという職員の意識が希薄になりがちであるため、常に高いレベルの個人情報保護意識の維持が必要。
- ・児童や家庭の状況からリスクを判定する機能はなく、いじめ・虐待・不登校などの早期発見・事前予測による、プッシュ型の支援等までには至っていない。

【今後の取組（子どもの育ち支援システム）】

- ・いくしあ内研修やシステム担当者会議を定期的で開催し、個人情報の取扱いについて常に高いレベルでのセキュリティ意識の維持を図る。
- ・デジタル庁の公募するこどもに関する各種データの連携による支援実証事業に参加し、現在の福祉系システムと教育系システムとの一部連携を図り、児童や家庭の状況からリスクを判定するツールを実装し、新システムを構築することで、いじめ・不登校・虐待等の早期発見、事前予測を行い、児童専門ケースワーカー（児童CW）やスクールソーシャルワーカー（SSW）が核となってプッシュ型支援を実施していくことで支援の量的・質的向上に結び付ける。

10 児童相談所の設置に向けた取組

児童福祉法第 12 条に規定される児童相談所の令和 8 年度設置に向け、「いくしあ」と一体的かつ効果的・効率的な児童相談所の運営を図れるよう、人材確保・人材育成、体制・機能及び施設整備等の検討・準備を行う。

令和 3 年度は、本市の児童福祉行政を取り巻く課題や地域特性を踏まえた児童相談所を設置するための基本的な考え方を示す（仮称）尼崎市こども家庭センター設置基本方針を策定した。

【課題（児童相談所の設置に向けた取組）】

・子どもや家庭への支援における効果的な組織編成、専門職の確保・育成、システム構築、関係機関・団体とのネットワークの構築や子どもが安全・安心に過ごすことができる児童相談所の整備などが必要である。

【今後の取組（児童相談所の設置に向けた取組）】

・引き続き、児童相談所の設置に向けた検討及び準備を進めるとともに、令和 4 年度は、児童相談所整備に向けた設計を開始する。

11 その他の事業

(1) いくしあシンポジウム

令和 3 年度は不登校・ひきこもり支援にスポットをあて、「ひきこもりミライ会議～不登校・ひきこもり等困難を抱える若者支援をアップデートする～」と題して、先進的な若者支援の取組を紹介するとともに、本市でどのような取組ができるのか、考えるきっかけづくりやヒントをもらえるような基調講演を行うとともに、本市で実際に支援を行っている職員及び委託先職員による「不安や困難」を抱える「あまがさきの」若者への支援についてパネルディスカッションを行った。

開催日 : 令和 3 年 10 月 16 日（土）

場 所 : オンライン開催

参加人数 : 54 人

<基調講演>

テーマ「不登校とひきこもりをはじめとする若者への関わり・支援について」

谷口 仁史 氏

（認定特定非営利活動法人スチューデント・サポート・フェイス代表理事）

<パネルディスカッション>

【司会】

能島 裕介（尼崎市理事）

【パネラー】

谷口 仁史氏（認定特定非営利活動法人ステュデント・サポート・フェイス 代表理事）

仲谷 太宏（こども相談支援課）

後藤 佑香（こども相談支援課）

【課題（いくしあシンポジウム）】

- ・コロナ禍により、令和2年度、令和3年度の2度オンラインでの開催とした。オンライン開催は、感染症対策のほか、「気軽に参加できる」「遠方からでも参加できる」といったメリットがあるが、「参加者同士の交流ができない」「通信回線の状況次第で音声聞き取りづらいことがある」などのデメリットもある。

【今後の取組（いくしあシンポジウム）】

- ・今後も年度ごとにテーマ（児童虐待、発達障害、不登校・ひきこもり）を定め、シンポジウムを開催する。開催にあたっては、市民の学びにつながる内容とするとともに、「いくしあ」を身近な存在として広く認識してもらえるようなイベントにする。
- ・開催方法については、アンケートの結果からも、オンラインでの開催が好評であることから、オンラインでの開催は維持しつつ、会場での開催も検討する。なお、令和4年度は、11月に開催されるオレンジリボン運動に連動して開催を予定している。

(2) いくしあオープン会議

子どもや子育て家庭に係る課題を正しく理解し、いくしあを応援する輪を広げ、地域の方、子育て支援家庭及び子どもの育ちに関わる支援者・関係者など、誰もが参加でき、自由に意見交換・情報交換を行える場としていくしあオープン会議を開催するもの。

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から令和3年度は開催できず。令和4年度に延期とした。

【課題（いくしあオープン会議）】

- ・オープン会議は、参加者が実際に顔を合わせる中で意見を交換し、今後の子どもに関わる支援者のネットワーク形成の一助ともなっていることから、会場開催で行うことが望ましいが、令和3年度はコロナ禍により、開催が叶わなかった。
- ・「児童虐待」「発達課題」「不登校・ひきこもり」という大きなテーマで全体的な意見をもらうこととしていたため、参加者の属性により論点が分散してしまうことがある。

【今後の取組（いくしあオープン会議）】

- ・会場開催で行うことを前提に、実施方法の検討を行う。
- ・「いくしあ」が抱える課題を支援者等と共に解決する道筋を探すため、更に扱うテーマを具体的に絞るなど、いくしあオープン会議の運営方法の再検討を行う。

(3) いくしあ専門家会議

課題や困難を抱える子どもたちと子育て家庭に寄り添い、切れ目のない支援を行っていくため、いくしあオープン会議で出された内容やいくしあの事業運営等について、専門家等と意見交換を行い、課題解決に向けて検討を行う。

令和3年度は、令和2年度の新型コロナウイルス感染拡大防止による延期分と合わせ2回開催した。

開催日	令和3年6月24日（木）
開催場所	アマブラリ1階 多目的室
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・いくしあの取組状況について（報告） ・令和3年度主要事業について（報告） ・いくしあ内外の連携、関係機関や市民からの期待に対する今後の取組について（意見交換）
専門家からの主な意見	<p>【①相談者が安心できる支援のあり方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談者に寄り添う相談・支援ができていないのでは。 ・発達特性を早期発見できたあとの対応。保護者が受容できず療育が進まないという壁への対応。 ・就学時健診で発達特性のある子があがってきても、全てのフォローは困難なのは。社会資源が追いつかないといった次の課題が出てくる。 ・学校側に働きかけをし、ティーチャーズトレーニング受講などで受入側のキャパを広げてほしい。 ・各種専門相談にて家庭でできる訓練を伝えても、家で実際に継続するのは大変。あとの支援はどうしているのか。 <p>【②いくしあ内の連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門性をもった集団はその間にすき間ができてしまう。すき間を埋める調整役は必要。 ・今後起こるかもしれない課題に一丸となって取組む視点があったらよい <p>【③関係機関との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こういう支援があれば防げたなど各課で共通認識を持っていれば予防的な対応が可能になるのではないか。 ・1歳半健診と3歳半健診の間にもっと検査等でみてもらえないか。 ・「いくしあ」と保健の連携がどのくらいできているのかが見えにくい。 <p>【④不登校問題からひきこもり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・義務教育終了後からのサポートが少ない。 ・不登校、ひきこもりになっている子に対し、なぜそうなったのかを分析する仕事は「いくしあ」には必要ではないか。 <p>【⑤データ蓄積と活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「いくしあ」内外の連携を示すデータが見えるとよい。 ・課題の原因を探るため、情報をうまく活用する必要があるのでは。

<p>意見を受けたいくしあの課題認識と取組</p>	<p>【寄り添い支援の体制づくりと職員の資質向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いくしあ総合相談での寄り添い支援において、相談者に安心感を与えられるよう、継続支援や他機関紹介をしたケースの後追いを実施する。 ・児童ケースワーカーが主軸となるケースは、要保護児童対策地域協議会の枠組みや地域との連携などを含め、児童ケースワーカーが継続した寄り添い支援を行う。 ・令和4年度に配置される児童心理士も活用しつつ、より精通したスーパーバイズ等により児童ケースワーカー全体のスキルアップを目指す。 ・支援対象者の増加やフォローアップに伴う、児童ケースワーカーの適正配置を行う。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>令和4年度新規・拡充事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要保護、要支援児童等心理的ケア事業 ・ヤングケアラー支援事業 </div> <p>【相談者のタイミングを逃さない】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者に困り感がないものの、子どもが所属する機関から「とにかくいくしあへ相談」というケースも多々ある。総合相談でしっかりインテークし、保護者の気持ちに寄り添い、専門的な相談への気持ちが高まった段階で支援につなげるなどの対応を行っている。 ・乳幼児健診時にいくしあから南北保健福祉センターへ心理士を派遣し、「なんとなく子どもの発達に不安を感じている」「子どもの発達に特性があるか専門家の意見を聞きたい」といったような相談に乗ることで、専門機関が情報共有しながら、必要に応じていくしあの発達相談につなぎ、早期支援、連携支援の強化につなげる。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>令和4年度新規・拡充事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心理士派遣 </div> <p>【保健と連携した取組の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南北保健福祉センターといくしあの連絡会議において、保健と連携した発達相談支援について協議を進める。 <p>【家庭でできるプログラムの照会と継続支援の在り方】</p> <p>→既存の児童発達支援センターの機能強化や「いくしあ」の発達相談支援のあり方を検討する必要がある。</p> <p>【若者支援の課題】</p> <p>→義務教育終了後、心配な子をフォローすることが難しい現状がある。</p> <p>→18歳以上の伴走支援の必要性</p> <p>→スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談カウンセラーが更に有機的に支援していくための複数の関係機関との連携や継続した支援のために必要な体制はどうあるべきか。</p>
---------------------------	---

開催日	令和4年1月13日（木）
開催場所	アマブラリ3階 活動支援室2
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回会議での意見を踏まえた今後の方向性（報告） ・いくしあの発達相談支援を通して見てきたことや継続的な支援の必要性や児童発達支援センターについて（意見交換） ・さまざまな要因による不登校や登校しぶりなど、学校生活における生きづらさを抱え

	<p>る子どもの支援、義務教育終了後の継続的な支援等について（意見交換）</p>
<p>専門家からの 主な意見</p>	<p>テーマ：不登校等、学校生活において生きづらさを抱える子どもの支援、義務教育終了後の継続的な支援等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワーカーが活躍するためには学校におけるキーパーソンが必要。 ・スクールソーシャルワーカーが司令塔の役割を担い、学校に指揮を執る様になることで情報共有が図れる。 ・18歳以降の支援については、関係者がサポートしている間に、大人になってからの支援につなげる橋渡し、子どもがこれまで相談してきている人からの橋渡しなどの視点が大事。大人の年齢に入ると本人の選択が大きくなる。 ・「トラウマインフォームドケア」の視点が大事。ケースの背景にはトラウマや傷つきが潜んでいる場合がある。 ・18歳までに相談できるような関係性をどれだけ結べるかが大事。尼崎市は市立高校があるので、関係性の強化をお願いしたい。 ・学校現場における役割分担（連携体制）の整理が必要。その中で、子どもたちが自分たちで相談に行ける環境を作ることが必要。 ・「18歳までに」何ができるか。 ・担任も悩んでいるものの、1人1人がスクールカウンセラーの活用をできていない現状もある。事例紹介等で学校の中で情報共有できる仕組みなどがあればよい。 ・学校の弱さ、しんどさをどのような体制でどう支援していくかまで考える必要がある。 <p>テーマ：いくしあの発達相談支援を通して見えてきたこと。継続的な支援の必要性や児童発達支援センターについて。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援は、公立主体から民間ベースでの広がり。保護者は民間に預けられるので利用増傾向。民間は専門職スタッフではない者が訓練ベースでの療育や生活の中でのアプローチを行っている。 ・本市では、子どもの療育を考えたときに要支援家庭へのアプローチはすでに力を入れているため、そのノウハウを生活に落とし込んでいくためには、いまある資源をうまく使う、さらにその資源の質を上げる形で発展させるとよい。 ・市スタッフは「自分たちが実行する」のではなく、地域の資源に情報をどう伝えるか、質の向上について今まで構築していないためそこは新たな課題。 ・一人が関わるケースを一つ一つ丁寧にスタッフと地域の人たちが交流することでノウハウが広がるのではないかと。民間ベースの研修も必要。 ・西宮こども未来センターは予算やスタッフも多く、就学前後がしっかり繋がっていると思うが、尼崎市ではそのつながりがよくないと保護者の声がある。 ・要保護児童対策地域協議会で管理している子どもと違い、発達課題のある子どもの継続した見守り体制が取れていない。 ・児童発達支援事業所、放課後等デイサービスも保護者にとって助かっている。レベルアップやそれぞれの施設や機関との連携が必要であり、連絡協議会のようなものがあるとよい。 ・いくしあでは、発達の課題について保護者の受容を促すことを重視している。一方で保護者が受容した時点で、保護者任せになり、保護者が支援先を必死で探している。受容後のフォローが必要。 ・どうやったら保護者が子どもの発達の課題について受容できるかといった支援がない。保護者が受容していく中での葛藤に寄り添うことを重視してほしい。 ・現実的に発達に課題がある子どもを預けて働くための資源が不足している。そういつ

	<p>たことを充実させた上でペアレントトレーニングを受けられるとよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「いくしあ」で診断を受けた子どもの保護者支援については、「いくしあ」の設備を活用して子どもを見ることを通して、保護者の悩みを聞いての支援を「フォロー」として行えばよい。ケース数が膨大になるので、期間を限定するなどの対応は必要。 ・従来の発達支援の中で養育者への支援として、養育者の方の中で、いま、何が起こっているかということ継続して聞くことが大事。ハイリスクのケースがあったときに「いくしあ」に行けばどこかで相談に乗ってもらえる体制が必要。
--	--

いくしあ専門家会議委員（五十音順）（～令和4年3月末）

西宮子ども未来センター（医師）	石川 道子
兵庫県尼崎子ども家庭センター 所長	稲田 直彦
兵庫県こころのケアセンター 副センター長 兼研究部長（精神科医）	亀岡 智美
ハートリーフ法律事務所（弁護士）	徳山 育弘
兵庫県スクールカウンセラー 臨床心理士・学校心理士	西本 由美
園田学園女子大学 人間教育学部 児童教育学科 准教授	原田 旬哉
尼崎子育てサークル実行委員会 会長 子ども広場 ういずっと	堀川 佳代子
兵庫県尼崎総合医療センター 周産期医療センター長、小児救急救命センター長、小児科科長	毎原 敏郎
兵庫県 LD 親の会たつの子 代表	宮本 さち

【課題（いくしあ専門家会議）】

<p>・会議設置から2年6ヵ月が経過し、その開設当初の事業運営に関する課題については、委員の意見なども踏まえた取組を行い、一定軌道に乗ってきている。一方で、新たに取り組むべき具体的な課題が見えてきており、論点を絞りながら、より具体的に協議する体制が必要となっている。</p>

【今後の取組（いくしあ専門家会議）】

<p>・令和4年度以降は、具体的な課題に焦点を絞りながら、より詳細な協議ができる人数で意見交換・情報共有を行う体制について検討を行うとともに、会議の活性化を図る。</p>

(4) 視察の受入・市政出前講座

① 視察の受入

種別	件数	受け入れ人数
市民	1件	7人
学生	2件	6人
地域団体	4件	29人
民間機関	6件	16人
行政機関	4件	19人
他自治体	1件	3人
市議会議員・県議会議員	5件	33人
市内部組織	4件	28人
計	27件	141人

② 市政出前講座の実績

「尼崎市子どもの育ち支援センターについて」	3回（いくしあ推進課）
「発達障害の基礎知識と子どもへの関わり方」	4回（発達相談支援課）
「子どもとの関わり方について」	2回（こども教育支援課）
「不登校について」	2回（こども教育支援課）

【課題（視察の受入・市政出前講座）】

- ・視察の依頼内容によっては、各分野（虐待・不登校・発達）における専門知識が必要となるケースがあるが、それらの対応等について一定の質が担保できていない。また、視察の受入等について、いくしあ全体で連携して取り組む意識が薄い。
- ・民間の児童福祉施設からの視察の中には、自らの施設紹介を「いくしあ」でできないかといったような営業目的や発達検査のみ請け負ってもらえないかといった要望があり、対応時に十分な注意が必要。

【今後の取組（視察の受入・市政出前講座）】

- ・「いくしあ」の機能等に関する広報、市民からの意見聴取等を目的として、今後についても依頼に基づき、積極的に視察の受け入れ・市政出前講座を実施していくことを基本とする中で、画一的に実施するのではなく、依頼団体毎の需要（何が知りたいか）を見極め、依頼団体に見合った内容としていく一方で、一定の質を担保するため、配布資料や説明マニュアル、見学モデルコースなどの整備をしていく。

12 おわりに

今回の「いくしあのあゆみ」では、「いくしあ」における相談支援に係る実績や連携した支援についての具体的事例の掲載だけでなく、相談支援業務を行う中で現在生じている課題と今後の取組について記載することで、今後の支援の充実を図るものとしている。これにより、「いくしあ」内部においては、お互いの支援について共通理解のもと、連携したチーム支援を行う基礎となることはもとより、「いくしあ」を利用する市民や各関係機関においても、「いくしあ」がどのように支援を進めており、支援の充実をどのように図ろうとしているかについて理解していただく一助になるものと考えている。

こうした中、「いくしあ」として、特に重点的に取り組むべき事項として、

- ①「いくしあ」と一体的かつ効果的な本市独自の児童相談所設置に向けた、人材育成、人材確保、施設整備。
- ②発達相談に関し、幼少期から切れ目なく発達相談支援を行うための課題抽出や関係課との協議を行い、いくしあの役割等を整理した上での支援の充実。
- ③来庁者アンケートでも毎回要望としてあがってくる相談支援の土日等対応について、市民ニーズを把握した上で、今後の対応に向けた検討。
- ④家庭環境上、支援が必要なヤングケアラーへの支援について、ヘルパーの派遣や居場所の提供など、具体的な支援策を講じた上で、様々な社会資源等も活用した重層的な支援への取組。

以上の4点を挙げ、令和4年度から課題解決に向けた取組を進めている。

引き続き「いくしあ」のコンセプトを踏まえながら、本市の子ども一人ひとりを中心に子育て家庭の困りごとや悩み事の解決の一助になるよう、子どもの声をしっかり聴き、専門機関、関係機関、関連部署と協力・連携しながら、子ども一人ひとりに寄り添った支援に取り組んでいく。

以 上

【参考】

1 令和3年度 新規事業

要保護・要支援児童等見守り強化事業

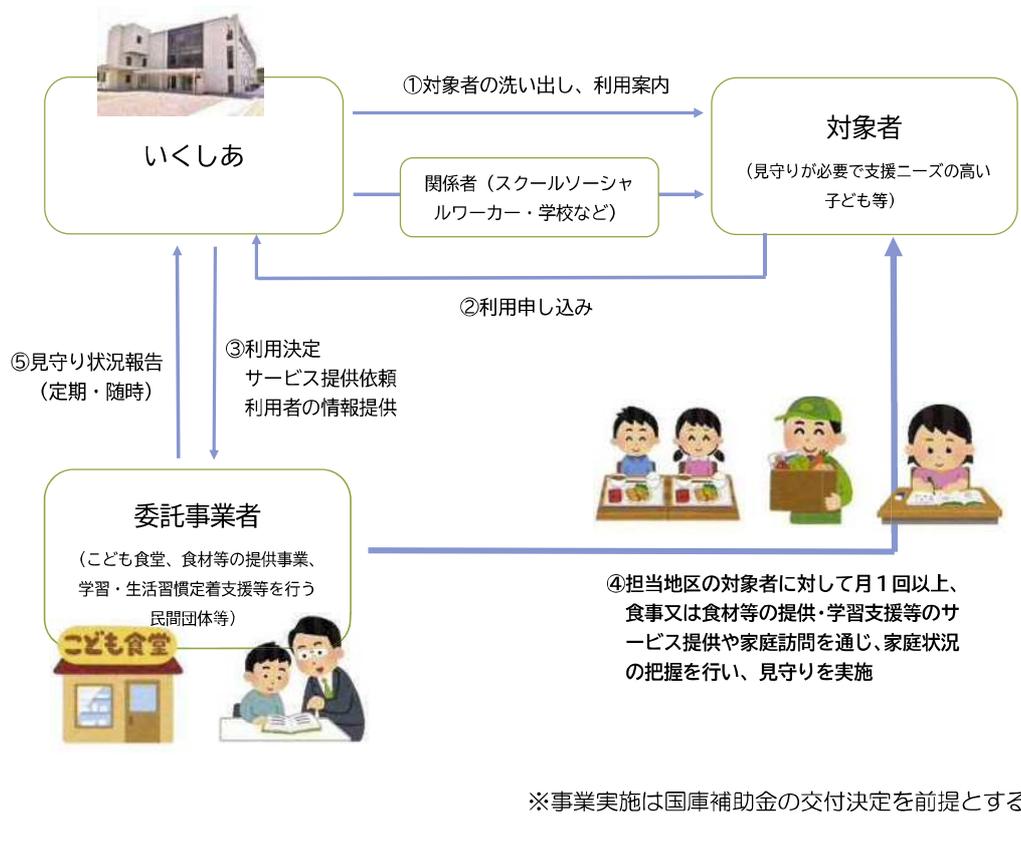
所属：こども青少年局
こども相談支援課

R3事業費 58,338千円(主要事業分 58,338千円)

事業概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待のリスクが高まっていることから、要保護児童対策地域協議会が中核となって、子ども食堂や子どもに対する**食材等の提供**などの支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高い子ども等を見守り、必要な支援につなげることができる体制を強化する。

事業イメージ



評価指標・効果額

指標： — (単位： —) R5目標値： —

要保護・要支援児童等に対する食事の提供や居場所の提供を通じて見守りを実施し、適切な支援につなげることが重要であり、評価指標は設定しない。

ユース相談支援事業

R3事業費 18,146千円(主要事業分 一千円)

所属:こども青少年局
こども相談支援課

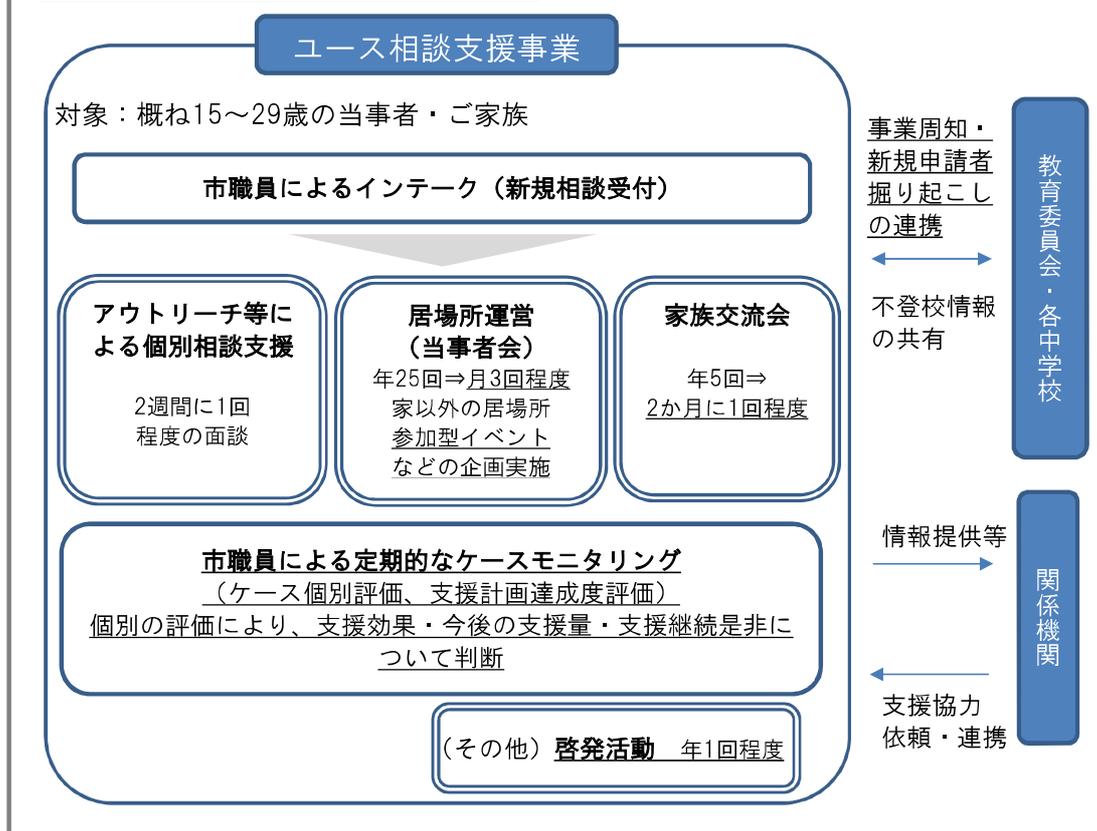
事業概要

中学卒業後に進学も就職もしていない者やつまずきがあった者、高等学校中途退学などでひきこもり気味の青少年などに対し、必要な支援を行うことで、自己肯定感・社会性を育み、自立を促す。

令和3年度については、当事者会の充実や、定期的なケースモニタリングの実施など、効果的な支援をさらに進めていく。

事業イメージ

令和3年度(下線部分が拡充内容)



評価指標・効果額

指標：申請件数(累計) (単位：件) R5目標値：150

ひきこもりは潜在化しやすく、早期発見・早期支援が必要であるため、更なる事業周知、新規申請者の掘り起こしにより申請件数の増を目指す。

教育支援室運営事業

(ほっとすてっぷSOUTHの設置)

R3事業費 20,911千円(主要事業分 12,656千円)

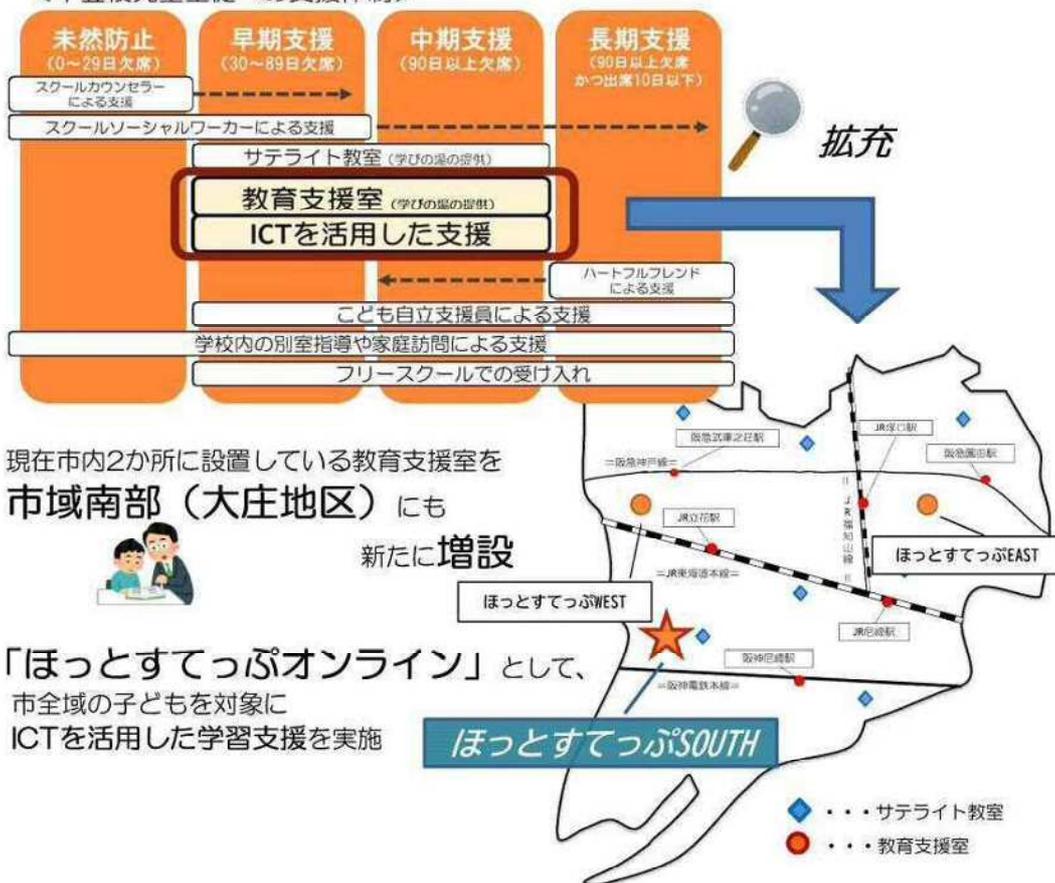
所属:教育委員会事務局
こども教育支援課

事業概要

不登校児童生徒の通う「教育支援室(「ほっとすてっぷ」)」を市内2か所から3か所に増やすとともに、不登校児童生徒に対するオンライン学習支援をモデル的に実施する(「ほっとすてっぷオンライン」)。

事業イメージ

<不登校児童生徒への支援体制>



評価指標・効果額

指標: 教育支援室の通所率 (単位: %) R5目標値: 17

令和元年度にほっとすてっぷEAST(定員40人)、WEST(定員20人)とサテライト教室も6地区生涯学習プラザに加え琴城分校で実施し通所率は9%に上昇した。新たな教育支援室を開設することにより通所数は増えることから、通所率の増加を目指す。

児童相談所設置準備事業

R3事業費 1,122千円(主要事業分 1,122千円)
[正規職員6人増員]

所属:こども青少年局
児童相談所設置準備担当

事業概要

児童福祉法第12条に規定される児童相談所の設置に向け、子ども家庭総合支援拠点である「いくしあ」と一体的かつ効果的・効率的な児童相談所の運営を図れるよう、人材確保・人材育成、体制・機能及び施設整備等の検討・準備を行う。

事業イメージ

尼崎市として児童相談所を設置するにあたり、設置時期をはじめ、設置に必要な項目について検討及び準備を進める。

■主な取組項目

人材確保・人材育成	体制・機能	施設整備
児童相談所の運営に必要な専門職を計画的に採用・育成する。 (県児童相談所(西宮こども家庭センター等)への派遣等)	子どもの育ち支援センター「いくしあ」と連携し、一体的かつ効果的・効率的な支援ができる体制を整備する。	子どもの安心・安全が確保できるよう、事務所及び一時保護所の施設整備に向けた検討を行う。



評価指標・効果額

指標： — (単位： —) R5目標値： —

尼崎市としての児童相談所の設置に係る検討及び準備を進めるものであり、評価指標は設定しない。

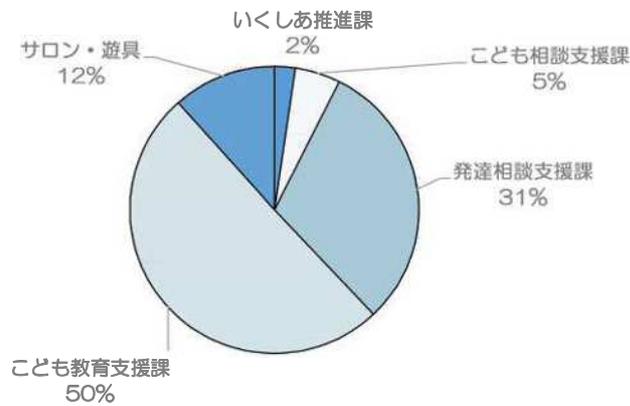
2 いくしあ来館者アンケート調査結果

回収数: 256 枚
調査期間: 令和 3 年 11 月(1 ヶ月間)

■調査結果■

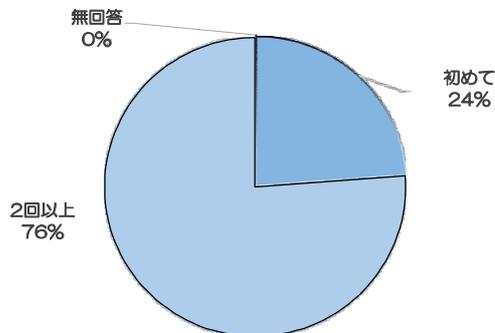
【来所要件(アンケート手渡し時に職員が記入)】

	いくしあ推進課 総合相談 (子育て相談)	こども相談支援課		発達相談 支援課	こども教育支援課		サロン・ 遊具利用	無記入	総計
		家庭児童相談	ユース相談		教育相談・ 不登校相談	ほっとすてっぷ			
件数	5	6	5	66	105	4	25	40	256
割合	2.0%	2.3%	2.0%	25.8%	41.0%	1.6%	9.8%	15.6%	100.0%
件数	5	11		66	109		25	40	256
割合	2.0%	4.3%		25.8%	42.6%		9.8%	15.6%	100.0%



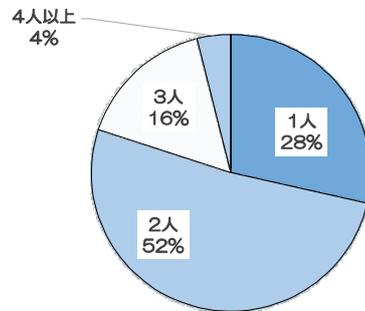
Q1 これまでに「いくしあ」を利用されたことはありますか。

	初めて	2回以上	無回答	総計
回答者	61	195	0	256
割合	23.8%	76.2%	0.0%	100.0%



Q2 本日は何名でこられましたか。

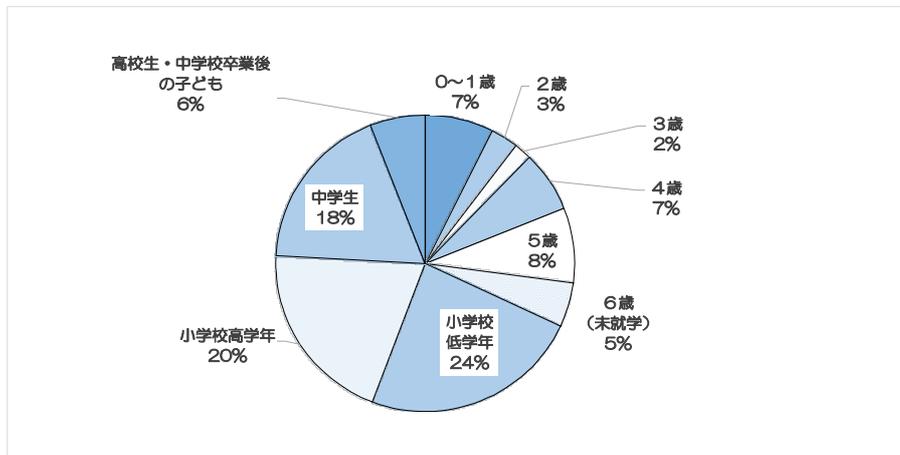
	1人	2人	3人	4人以上	無回答	総計
回答者	73	132	41	10	0	256
割合	28.5%	51.6%	16.0%	3.9%	0.0%	100.0%



Q3 対象となられるお子様の年齢は何歳ですか。

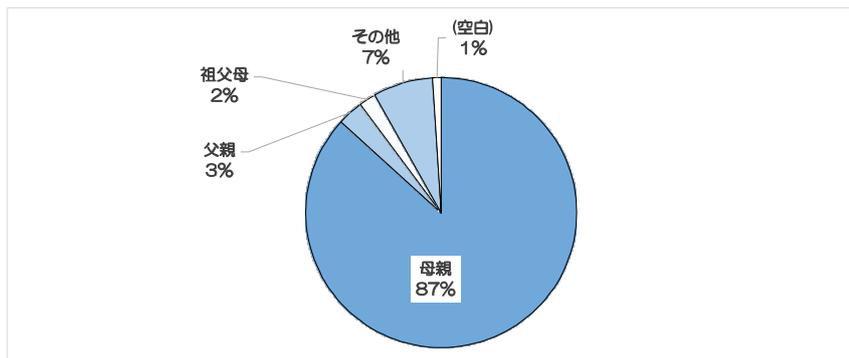
	0～1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳(未就学)	小学校低学年	小学校高学年	中学生	高校生・中学校卒業後の子ども	(空白)	総計
回答者	20	8	5	18	22	13	64	54	49	16	1	270
割合	7.4%	3.0%	1.9%	6.7%	8.1%	4.8%	23.7%	20.0%	18.1%	5.9%	0.4%	100.0%

※うち30歳が1名



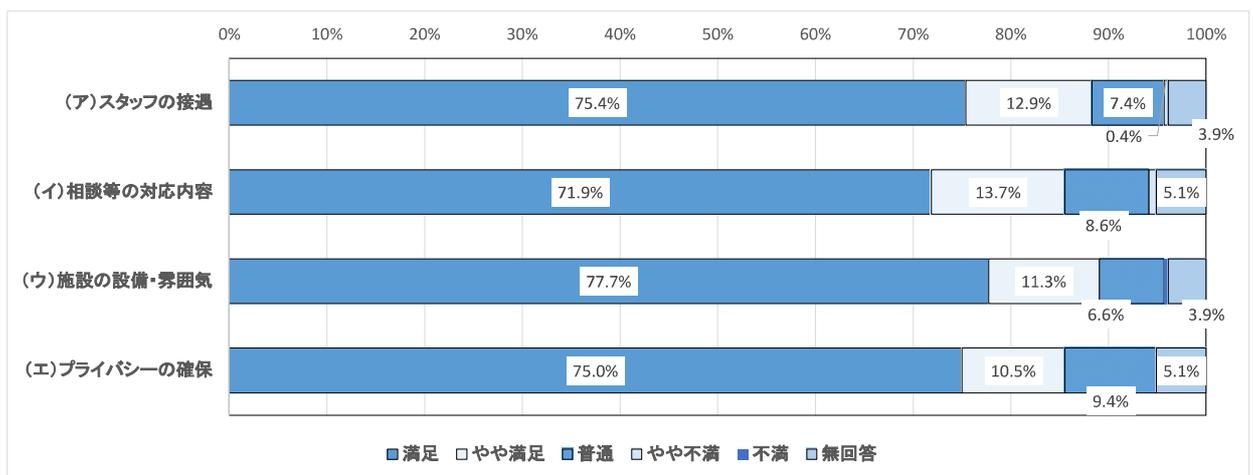
Q4 このアンケートのご記入者(あなた)は、対象のお子様からみてどなたですか。(1つにチェックを)

	母親	父親	祖父母	その他	無回答	総計
回答者	225	21	2	4	4	256
割合	87.9%	8.2%	0.8%	1.6%	1.6%	100.0%



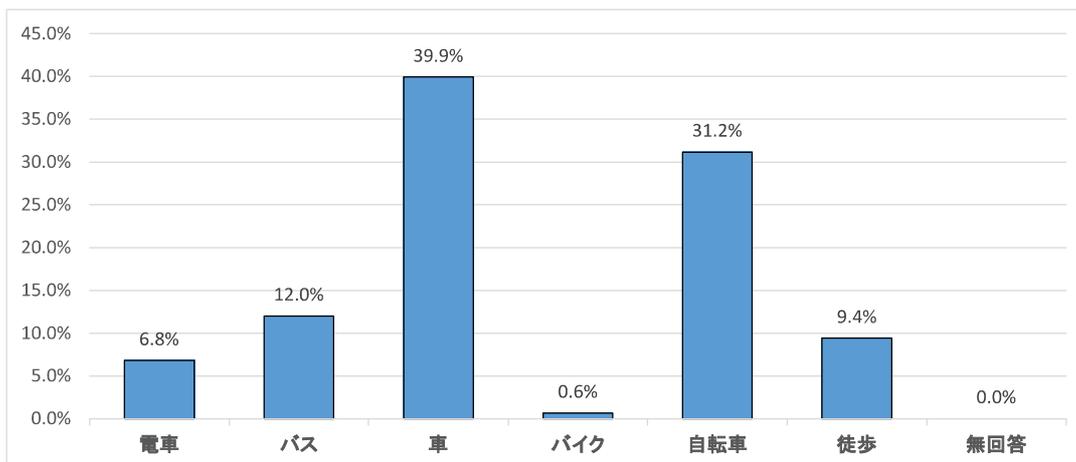
Q5 今日の満足度をお聞かせください。各項目ごとにお答えください。(数字に○印)

回答者	満足	やや満足	普通	やや不満	不満	無回答	総計
(ア)スタッフの待遇	193	33	19	1	0	10	256
(イ)相談等の対応内容	184	35	22	2	0	13	256
(ウ)施設の設備・雰囲気	199	29	17	0	1	10	256
(エ)プライバシーの確保	192	27	24	0	0	13	256
割合	満足	やや満足	普通	やや不満	不満	無回答	総計
(ア)スタッフの待遇	75.4%	12.9%	7.4%	0.4%	0.0%	3.9%	100.0%
(イ)相談等の対応内容	71.9%	13.7%	8.6%	0.8%	0.0%	5.1%	100.0%
(ウ)施設の設備・雰囲気	77.7%	11.3%	6.6%	0.0%	0.4%	3.9%	100.0%
(エ)プライバシーの確保	75.0%	10.5%	9.4%	0.0%	0.0%	5.1%	100.0%



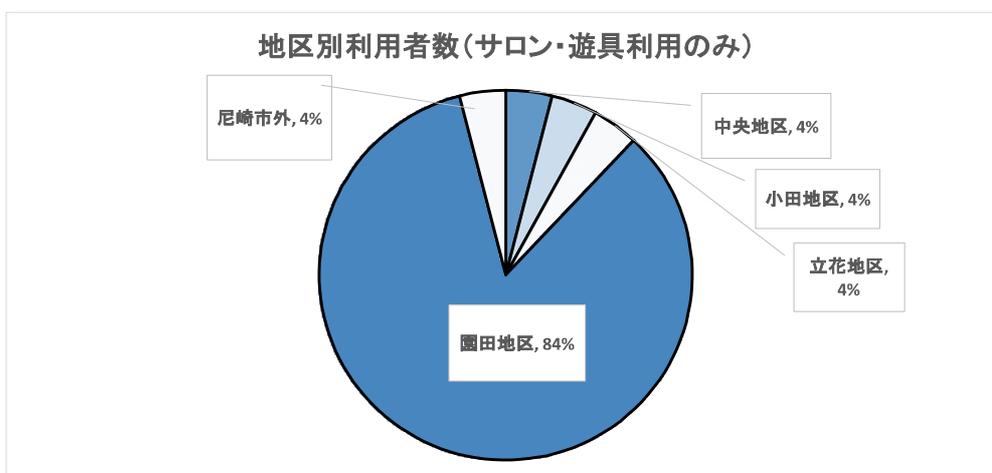
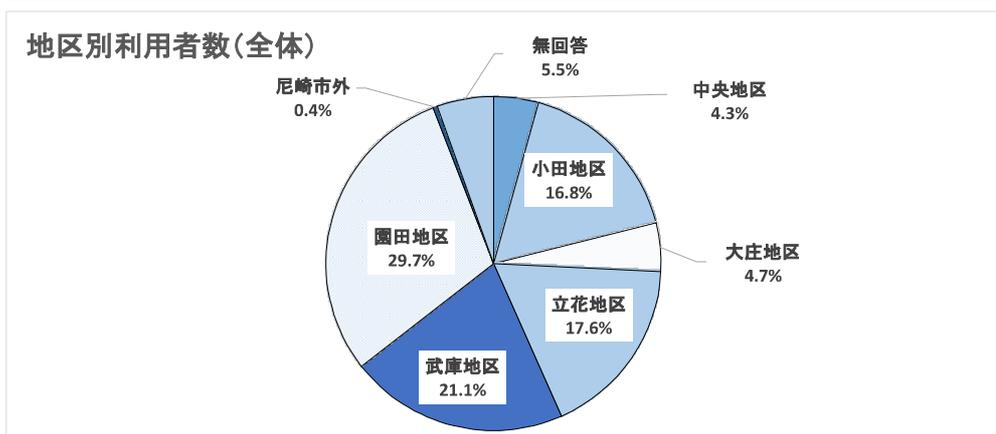
Q6 今日の交通手段は何ですか。(あてはまるものすべてにチェックを)

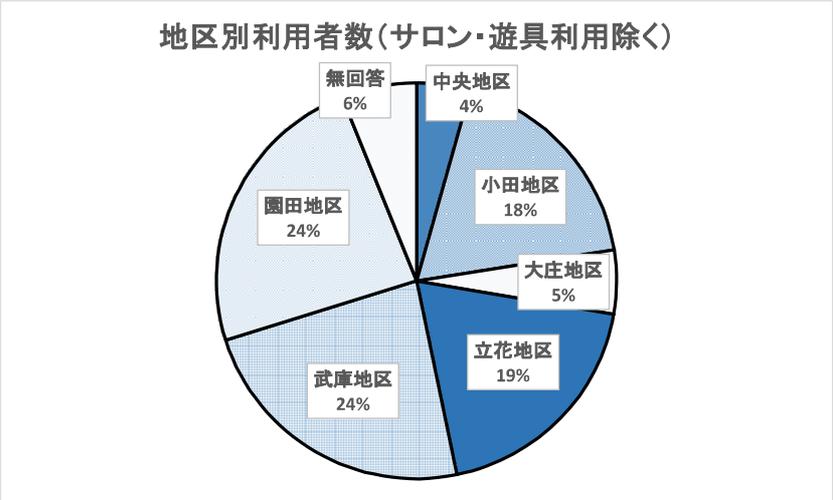
	電車	バス	車	バイク	自転車	徒歩	無回答	総計
回答者	21	37	123	2	96	29	0	308
割合	6.8%	12.0%	39.9%	0.6%	31.2%	9.4%	0.0%	100%



Q7 お住まいの地区はどちらですか。

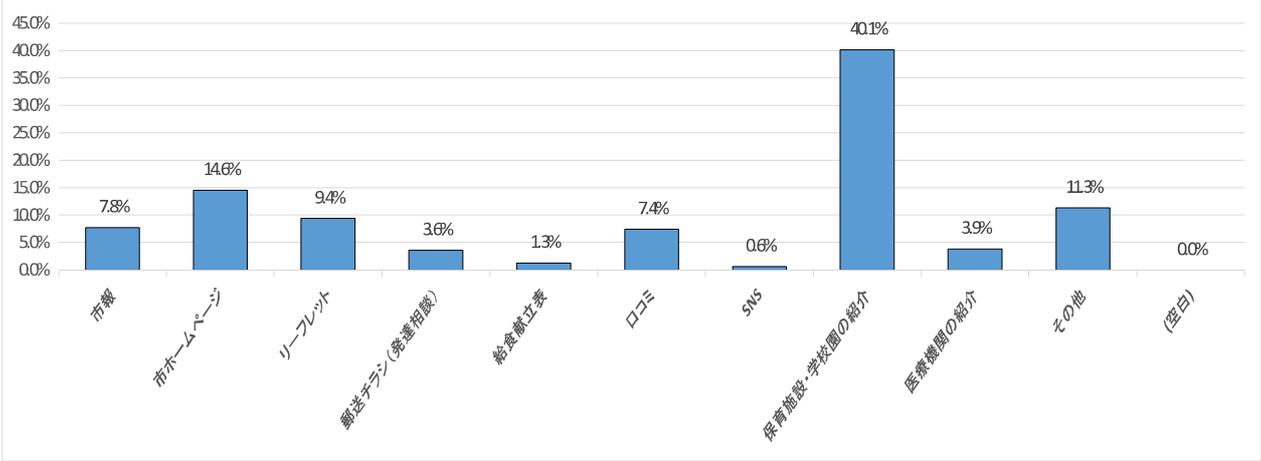
	中央地区	小田地区	大庄地区	立花地区	武庫地区	園田地区	尼崎市外	無回答	総計
回答者	11	43	12	45	54	76	1	14	256
割合	11.9%	16.8%	4.72%	17.6%	21.1%	29.7%	0.4%	5.5%	100.0%





Q8 「いくしあ」のことはどこでお知りになりましたか。(あてはまるものすべてにチェックを)

	市報	市ホームページ	リーフレット	郵送チラシ(発送相談)	給食献立表	口コミ	SNS	保育施設・学校園の紹介	医療機関の紹介	その他	(空白)	総計
回答者	24	45	29	11	4	23	2	124	12	35	0	309
割合	7.8%	14.6%	9.4%	3.6%	1.3%	7.4%	0.6%	40.1%	3.9%	11.3%	0.0%	100.0%



3 いくしあ来館者アンケート（令和3年11月実施）でいただいたご意見への回答（一例）

<p>■ 来館者の声 ■</p> <p>○親子で参加できるようなイベントがあれば参加したいです。</p> <p>■ 「いくしあ」より ■</p> <p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>「いくしあ」では季節に応じた「読み聞かせ会」を実施しております。直近では、クリスマスにちなんだ読み聞かせ会を12/21,12/22 2回実施させていただきました。</p> <p>コロナの蔓延状況により定期的な「読み聞かせ会」の開催が難しい状況ではありますが、引き続き、季節に応じた「読み聞かせ会」などのイベントを実施していきたいと考えておりますので、是非ご参加ください。</p> 	<p>■ 来館者の声 ■</p> <p>○場所が遠いので、南側にも相談場所があれば嬉しい。</p> <p>■ 「いくしあ」より ■</p> <p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>「いくしあ」は、市域の北東部にあり、最寄り駅から徒歩で15分以上かかる位置に立地しているため、ご不便に感じられる方もおられることは認識しております。</p> <p>ご相談内容によっては、南部保健福祉センターなど利用できる公共施設をご紹介・おつなぎするほか、いくしあ以外の公共施設などに出向いて相談を受けることもございます。今後も利便性の向上に努めてまいります。</p> 
<p>■ 来館者の声 ■</p> <p>○オンライン相談もできるようになれば助かります。（画面共有しながら）</p> <p>■ 「いくしあ」より ■</p> <p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>教育相談では、カウンセラーが対話だけでなく、遊びや運動を通して子どもが表現する様子を観察するために同部屋で行っております。オンラインも含め、可能な範囲で、今後も、ご相談内容に最も適切な方法で行ってまいります。ご意見ありましたら担当カウンセラーにお伝えください。</p> 	<p>■ 来館者の声 ■</p> <p>○学校や市と連携してほしい。横のつながりをもっとわかりやすく明確にしてほしい。</p> <p>■ 「いくしあ」より ■</p> <p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>教育相談では、必要があれば、学校等の関係機関と連携しながら、適切な支援につなげていきます。関係機関と共に役割を明確にして、よりよいご支援につなげていくとともに、相談者の方々にわかりやすい説明を心掛けていきます。</p> 

■ 来館者の声 ■

○職員の方が忙しいのはわかっておりますが、相談枠が 18～19 時や土曜日もあるとなお助かります。子どもが高校卒業までしか利用できないのか不安です。

■ 「いくしあ」より ■

ご意見ありがとうございます。これまでも学校・園の活動に速やかに対応するため、相談時間を設定していること、また、平日9時から17時以外の日時での対応を行う体制が整わないことから、現時点ではご希望に沿うことはできかね、不便をおかけしております。いくしあの教育相談では、4歳からおおむね18歳までの子どもが主体となる支援を行うよう、専門のカウンセラーが相談者のニーズを聞き取り、一緒に考え情報提供や助言、解決イメージを相談者と共有しております。年齢などの理由によって、いくしあ内での解決が難しい場合には、必要に応じて他の関係機関等につなげていき、支援にむすびつけております。ぜひカウンセラーにご相談ください。



※令和4年6月1日より令和5年3月31日まで、
毎月第1土曜日9：00～17：30もご相談いただけます。

4 ご意見箱の設置

職員の対応、施設や設備、相談・支援の内容など、いくしあに来館された際に気づいた点や意見、提案などをお伺いするため、1階いくしあサロンにご意見箱を設置しています、
いただいたご意見等は、内部で改善策を考え、施設内に掲示するなど、利用者の意見を反映させた施設となるよう努めています。



MEMO

A large, empty rectangular box with rounded corners, intended for writing a memo. The box is outlined in a thin black line and occupies most of the page below the title.

令和3年度 いくしあのあゆみ

発行 令和4年12月
編集 尼崎市子どもの育ち支援センター
(いくしあ推進課)
〒661-0974
尼崎市若王寺2丁目18番6号
☎06(6423)9995

